

浜松市障がい者基幹相談支援センター 実践報告

**令和3年2月26日（金）
浜松市障がい者基幹相談支援センター**

①浜松市の相談支援体制の変遷

相談支援機関体制の現状

包括的な支援

基幹相談

(浜松市障がい者基幹相談支援センター)

市からの委託を受け、市内の障害分野の相談員が支援困難な場合に支援を行う。

関わりを点から線、線から網にして協力者を増やし、支援者の力を引き出す機能
キャッチコピー「相談員の相談員」

委託相談

(浜松市障がい者相談支援センター)

市から委託を受け、何でも相談を行う機能。サービス利用前やサービスを利用しない方への介入支援などを中心として行う。

集まった地域ニーズからより良い街にするために、地域住民の力を引き出す機能
キャッチコピー「我が町の相談員」

※計画相談支援給付⇒正式事業名：指定特定相談支援事業

計画相談

介護給付・訓練等給付（障害福祉サービス）を利用時には、サービス等利用支援計画が必須。
サービスの利用調整を含め、生活全般のトータルな支援計画を作成する。（高齢者でいうケアマネ）
※市内39事業所で実施（令和2年11月現在）

※障害児相談支援給付⇒正式事業名：指定障害児相談支援事業

障害児相談

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用時には、障害児支援利用計画が必須。
※市内28事業所で実施（令和2年11月現在）

※地域相談支援給付⇒正式事業名：指定一般相談支援事業

地域移行支援

精神科病院・救護施設・入所施設等からの地域への移行について支援を行う。
※市内13事業所で実施（令和2年11月現在）

地域定着支援

病院からの退院後等、地域生活が不安定となっている単身生活者の緊急対応のため24時間の連絡体制の確保と支援を行う。
※市内12事業所で実施（令和2年11月現在）

障害福祉サービス等により、本人の希望する生活を実現するための機能
キャッチコピー「私の相談員」

個別的な支援

浜松市の相談支援体制

平成29年度以前の状況

- 浜松市では計画相談・障がい児相談・地域相談事業所（以下、「計画相談等」）が34カ所。浜松市障がい者相談支援事業所（以下、「委託相談」）が15カ所あった。（平成29年4月現在）
- 計画相談等は、基本的に事業所の所在地に関わらず「全市」を対応することとなっている。
- 委託相談は、所在区を主圏域としているが、その定めは明記されておらず、「全市」を対応することとなっている。また、職員の員数は1.5人工となっている。

委託相談の体制（平成29年4月）

事業所名	法人	主担当区
アグネス	小羊学園	中区
くすのき	聖隷福祉事業団	中区
ぶらたなす	E-JAN	中区
ひがし	天竜厚生会	東区
だんだん	至空会	東区
すばる	四季の郷	西区
まど	ひかりの園	西区
浜松南	小羊学園 + 好生会	南区
信生	聖隷福祉事業団	北区
ナルド	聖隷福祉事業団	北区
ぼるた	みどりの樹	浜北区
はまきた	天竜厚生会	浜北区
浜松東	聖隷福祉事業団	浜北区
シグナル	浜松市社会福祉事業団	全市
てんりゅう	天竜厚生会	天竜区

母体法人の得意分野

信生	身体・精神	てんりゅう	知的・身体
ナルド	身体・精神		
くすのき	身体・精神		
アグネス	知的		
ぶらたなす	精神		
		浜松東	身体・精神
		はまきた	知的・身体
		ぼるた	精神
		シグナル	児童
まど	知的	ひがし	知的・身体
すばる	知的	だんだん	精神
浜松南	精神・知的		

委託相談の課題

- 介護保険分野に関しては、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制が明確にされており、地域包括支援センターが担当する区域（圏域）および職員の員数を条例（浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例）で定めている。
- 一方、委託相談は、担当する区域（圏域）に明確な定めがない。とりわけ、委託相談に関しては、その特性上、地域性を加味したソーシャルワークの実践が必要になるが、その担当する区域（圏域）の定めや、人口（手帳所持者）から勘案した人員配置となっていない。
- 1.5人工のうち、0.5人工は基本的には計画相談等との兼務であり、計画相談等の業務に委託相談業務が圧迫されてしまう。

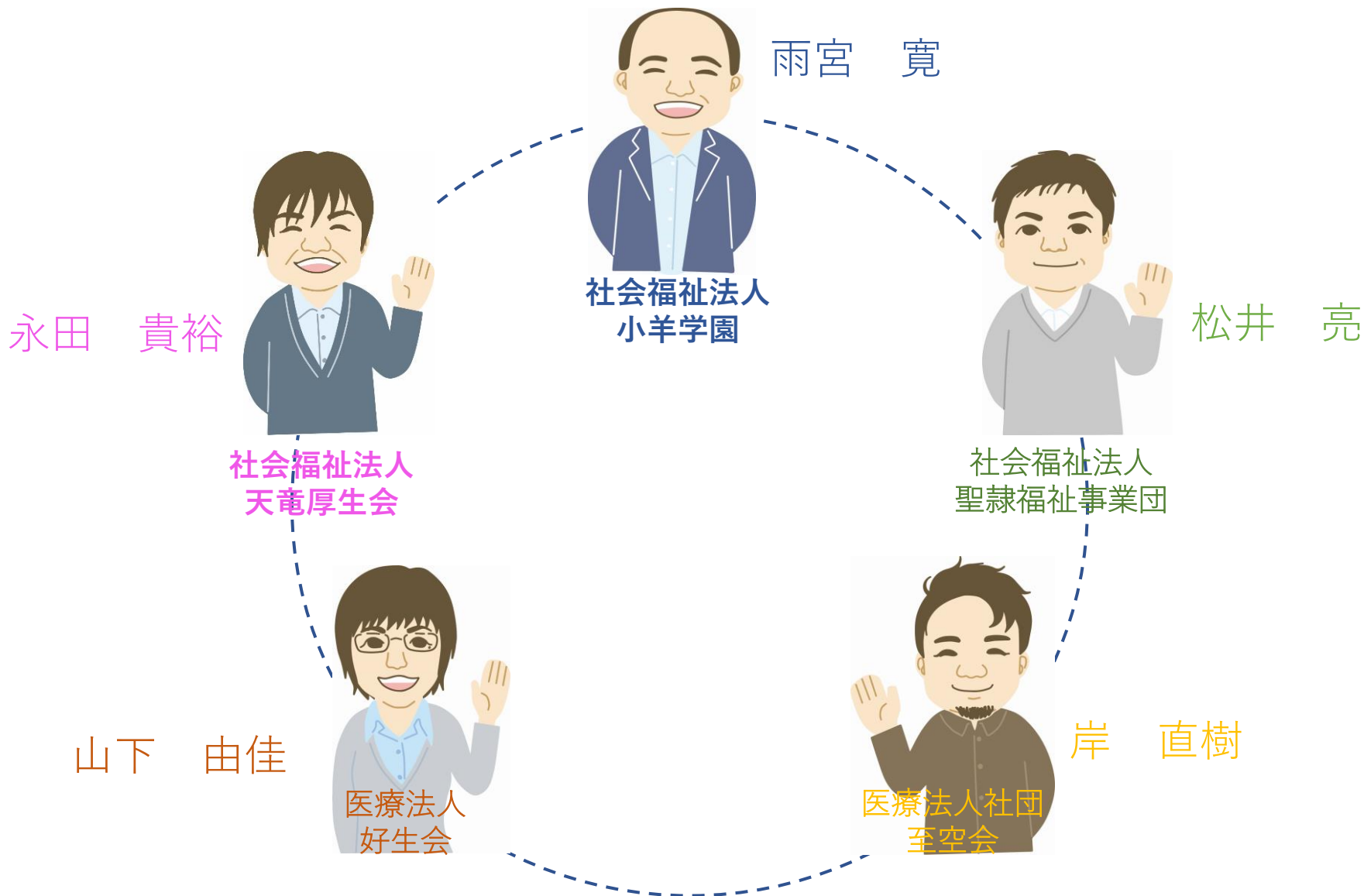
計画相談等の課題

- 障がい福祉サービスを利用するためには、必ず計画相談等が作成する計画書が必要となる。しかし、障害福祉サービス利用者数に比べ、計画相談等相談員が不足しており、計画書の作成が「数か月後」になってしまうことがある。
- また、計画相談等相談員の不足により、「障害福祉サービスを利用するための計画書作成」に終始せざるを得ないことがある。

共通の課題

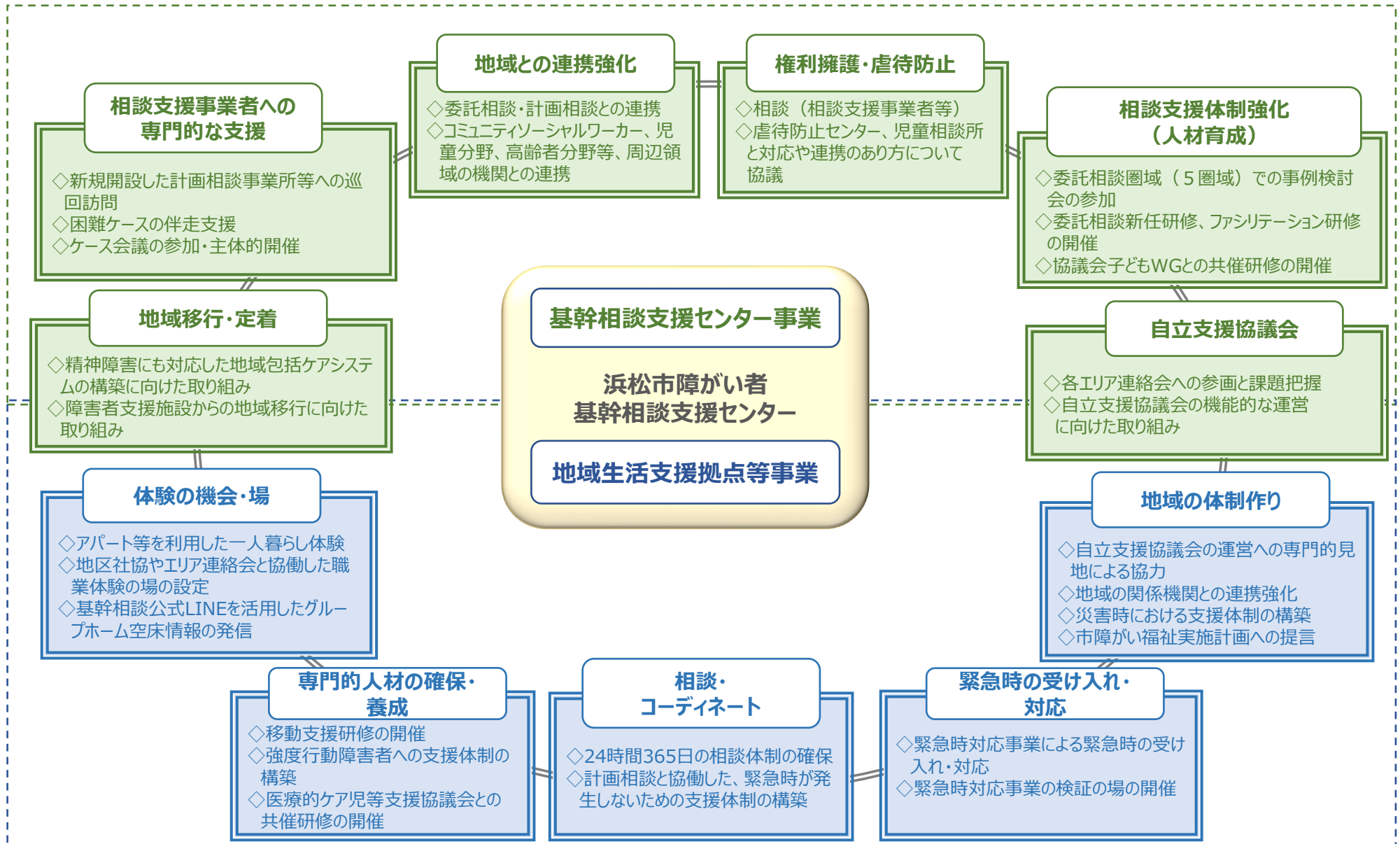
- 委託相談の職員配置は1.5人工であり、計画相談等34事業所中、相談員が2人以下（実人数）の事業所は20事業所（相談員が1人（実人数）の事業所は8事業所）であることから、事業所内で相談員の困り感や見立ての共有が行えず、相談員が孤立してしまう。（平成29年4月現在）
- また、1事業所内で確立した指導体制・研修体制の整備が難しい。
- 障がい分野の相談支援体制は、平成18年以降、障がい種別（身・知的・精神等）にとらわれない総合的な支援体制となった。しかし、相談支援を行ううえで重要になる「見立てる力（知識・専門性等）」は、経験によるものが大きく、母体法人の得意な障がい種別に偏る傾向が強いのではないかと。

浜松市障がい者基幹相談支援センターの開所（平成30年度）



多くの支援の受け皿と幅の広い支援展開・経験の共有を行える体制作りを行なう。

浜松市障がい者基幹相談支援センター実施事業

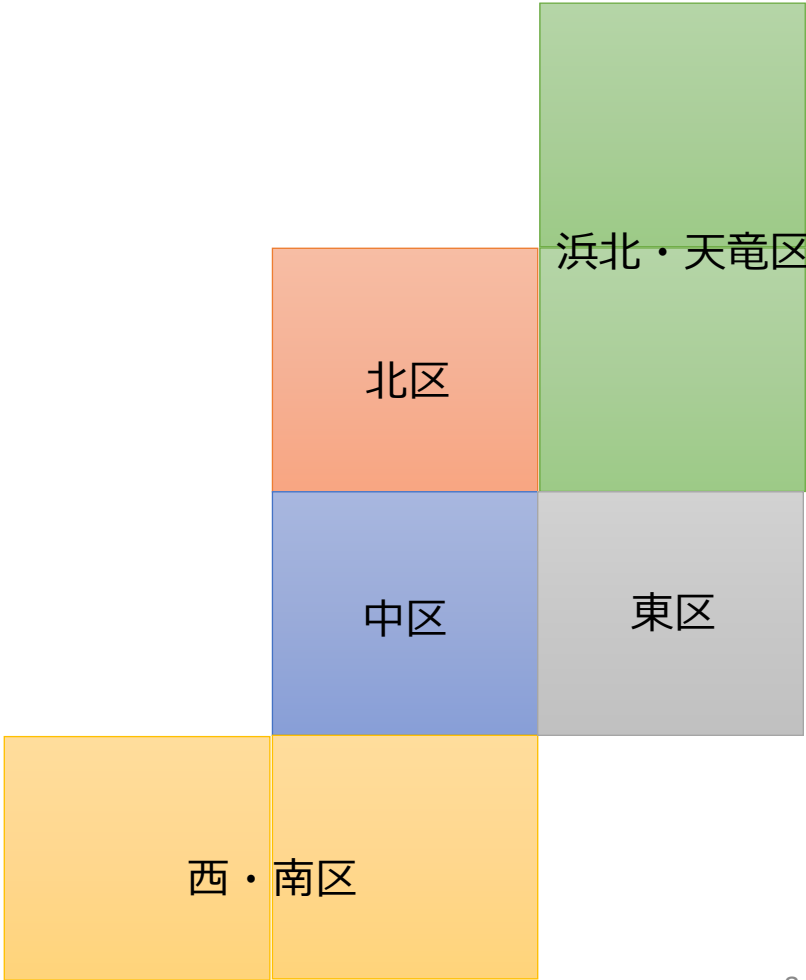


浜松市障がい者相談支援事業所の再編（令和２年度）

- 令和２年４月より１５事業所の相談員を５つのセンターとシグナルに再編し、担当圏域を明確化。（シグナルは引き続き市内全域を対象）
- 専門的な相談、訪問相談及び申請書類の提出代行に対応できる体制とするため、１事業所あたりの相談員を増員。

委託相談の体制（令和２年４月）

担当圏域	事業所名	場所	法人	人工
中区	浜松市中障がい者相談支援センター	和合せいれいの里３号館	聖隷福祉事業団	７人
			小羊学園	
			E-JAN	
東区	浜松市東障がい者相談支援センター	東区役所内	天竜厚生会	４人
			至空会	
西・南区	浜松市西・南障がい者相談支援センター	西区役所内	ひかりの園	６人
			復泉会	
			好生会	
			和光会	
北区	浜松市北障がい者相談支援センター	北区役所内	聖隷福祉事業団	４人
			小羊学園	
浜北・天竜区	浜松市浜北・天竜障がい者相談支援センター	浜北保健センター内	天竜厚生会	４人
			みどりの樹	
全市	シグナル	発達医療センター内	浜松市社会福祉事業団	



地域で発揮する相談支援機関の役割

- 平成30年度の浜松市障がい者基幹相談センターの設置、令和2年度の委託相談の再編により、
- ①個別支援を中心としたケースワークを実施する計画相談等（下図「第一層」）と、
 - ②個別支援から明らかとなったニーズを担当圏域を基盤とした地域づくりを実施する委託相談（下図「第二層」）、
 - ③市全域の課題を社会資源の開発や仕組み化を実現する基幹相談センター（下図「第三層」）に、相談体制の整備が図られた。

重層的な相談支援体制

<第3層>

- c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言・人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域（自立支援）協議会

<第2層>

- b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

<第1層>

- a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
- サービス利用支援・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

②相談支援事業者への専門的な支援

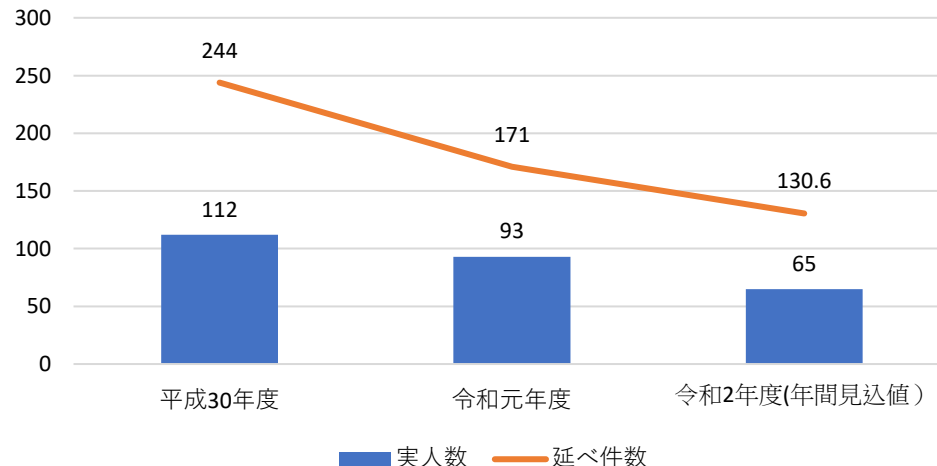
総合相談実績①

- 総合相談は「どこの相談支援機関も介入していない」障がいのある本人・家族・関係機関からの相談支援を行う。支援方法としては、まずは丁寧に受け止め、継続した支援が必要な場合は、委託相談・計画相談等・他領域の相談機関を紹介し引継ぎを行う。
- 総件数は平成30年度から減少傾向にあり、相談支援体制の3層構造の機能が浸透してきていると考えられる。
- 障がい種別は知的障がい者・精神障がい者に関する相談が多く、対応の困難さを持ちやすいと考えられる。

全体の状況(総合相談のみ)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (~R2.12)	令和2年度 (年間見込値)
実人数	122人	96人	49人	65人
延べ件数	244件	171件	98件	130.6件

総合相談 件数の推移



障がい種別の状況(実人数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (~R2.12)
種別	計	計	計
身体	10人	10人	2人
知的	18人	17人	12人
精神	49人	34人	19人
3障がい	0人	0人	0人
身体精神	3人	2人	0人
知的精神	2人	3人	1人
身体知的	1人	1人	0人
難病	9人	1人	1人
発達	6人	6人	2人
高次脳	2人	3人	2人
重心	1人	1人	0人
その他	21人	18人	10人
計	122人	96人	49人

総合相談実績②

- 総合相談における新規相談の件数は減少傾向にある。地域の相談機関へ相談するなど地域における相談支援体制が構築されつつあると考えられる。
- 平成30年度・令和元年度は高齢事業所が最も多く全体の新規相談件数の2割を上回った。令和2年度は12月までの数値であるが、高齢事業所からの新規相談の割合は減少している。委託相談のセンター化により地域における支援体制の充実につながっていると言えるのではないかと。

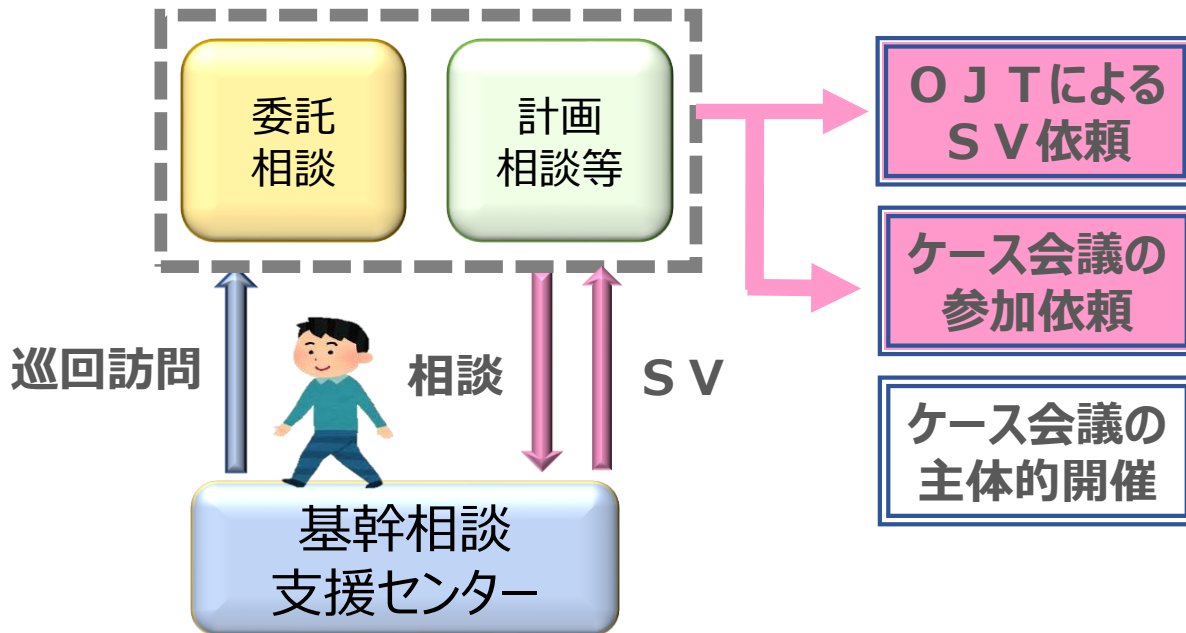
新規相談経路

	平成30年度		令和元年度		令和2年度（～R2.12） ※参考値		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	年間見込値
本人・家族	20件	17.9%	9件	10.6%	1件	2.7%	1件
障害事業所	6件	5.3%	5件	5.9%	3件	8.1%	4件
高齢事業所	29件	25.9%	19件	22.3%	5件	13.5%	7件
その他事業所	9件	8.0%	5件	5.9%	3件	8.1%	4件
教育機関	4件	3.6%	3件	3.5%	2件	5.4%	3件
医療機関	15件	13.4%	10件	11.8%	4件	10.8%	5件
行政機関	17件	15.2%	16件	18.8%	12件	32.5%	16件
その他	12件	10.7%	18件	21.2%	7件	18.9%	9件
計	112件	100%	85件	100%	37件	100%	49件

巡回訪問➡OJT

- 平成30年度は委託相談・計画相談等の事業所へ巡回訪問を実施し、各事業所の状況や抱えている課題、困難ケースなどを確認。
- 令和元年度からはOJTに重点を置き、ケースの同行等を通して困難ケースへ専門的な助言等を行った。また、巡回訪問については新規事業所のみ実施した。

平成30年度 巡回訪問



巡回訪問における聴き取り内容例

基幹相談支援センターの機能説明

事業所の抱えている困難事例の確認

事業所の抱えている課題の聞き取り

緊急時対応事業の説明

普段から相談してもらえるようにするための
基礎作りを事業所を訪問しながら行う

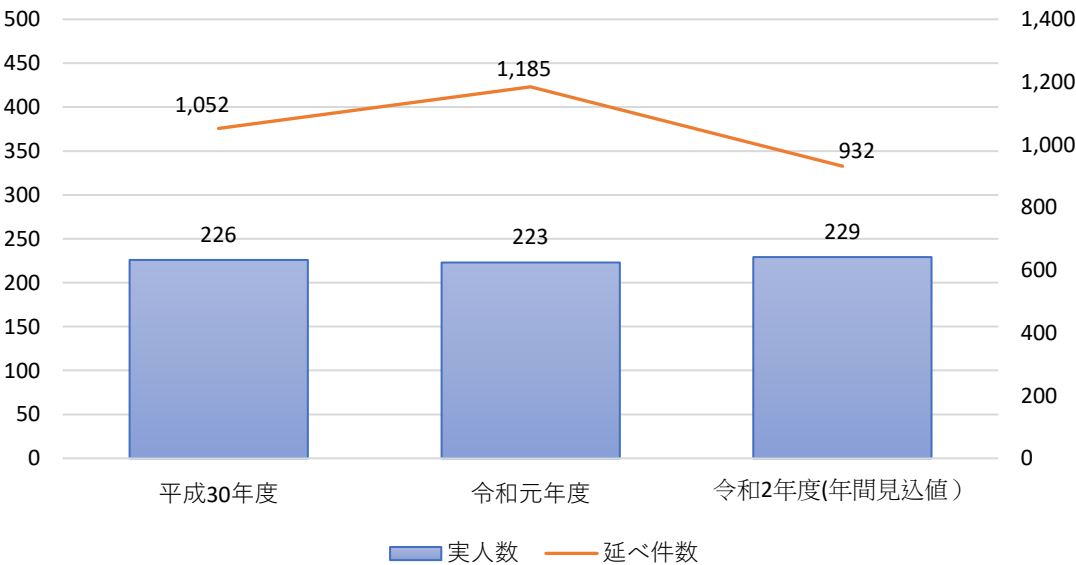
専門相談（OJT）実績①

- 専門相談は、基幹相談支援センターが委託相談または計画相談等に対し行う、助言・指導または同行訪問等を指す。
- 専門相談の相談件数及び実人数に大きな変化は見られず、一定のアプローチができている状況にある。
- 知的障がい 精神障がいの相談が多く、困難さを感じやすい傾向にあることがうかがえる。

全体の状況（専門相談のみ）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (～R2.12)	令和2年度 (年間見込値)
実人数	226人	223人	172人	229人
延べ件数	1,053件	1,185件	699件	932件

専門相談 件数の推移



障がい種別の状況（実人数）

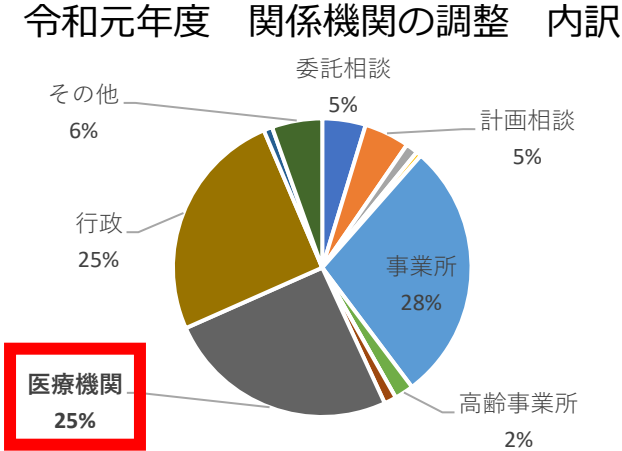
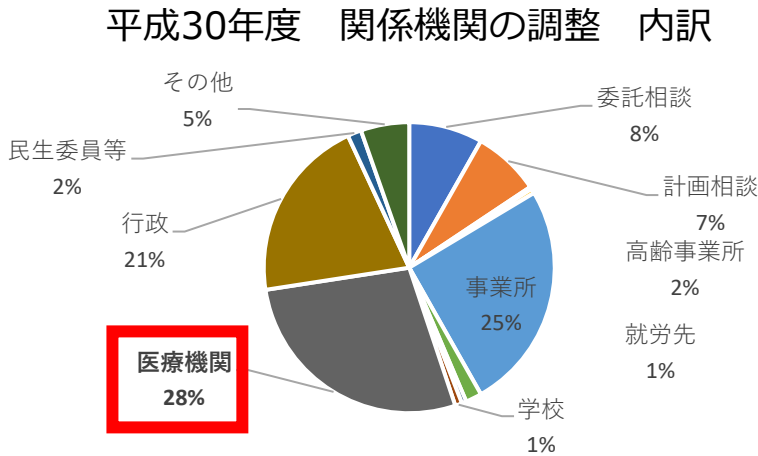
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (～R2.12)
種別	計	計	計
身体	11人	13人	10人
知的	53人	63人	55人
精神	90人	79人	63人
3障がい	4人	1人	0人
身体精神	4人	4人	1人
知的精神	22人	14人	16人
身体知的	5人	5人	3人
難病	3人	2人	1人
発達	13人	16人	9人
高次脳	5人	5人	3人
重心	0人	3人	1人
その他	16人	18人	10人
計	226人	223人	172人

専門相談（OJT）実績②

○3年間を通じて「関係機関の調整」に関する相談が最も多く、関係機関の連携が課題としてあげられる。
○特に医療機関との調整に関する件数が多い、必要な調整に難しさを感じやすい傾向にあることがうかがえる。

支援内容の状況

	平成30年度		令和元年度		令和2年度 ※参考値		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	年間見込値
関わり方	323件	30.8%	388件	32.8%	209件	29.9%	279件
制度の理解	58件	5.1%	51件	4.3%	60件	8.6%	80件
社会資源利用	89件	8.6%	74件	6.3%	36件	5.2%	48件
障害理解 (アセスメント・見立て)	195件	18.6%	127件	10.7%	115件	16.5%	153件
関係機関の調整	383件	36.4%	531件	44.8%	274件	39.3%	365件
計画作成	2件	0.2%	10件	0.8%	3件	0.4%	4件
再犯防止	3件	0.3%	4件	0.3%	1件	0.1%	1.3件
計	1053件	100%	1185件	100%	698件	100%	930件



個別ケースから課題解決への取り組み例（市営住宅入居）

○現状と課題

- ・市営住宅において高齢者・障がい者は単身入居が可となっており、**市営住宅入居の際には入居者の身体的安全確保、居住の安定の観点から必要な支援を受けての入居を求める**こととなっている。この取り扱いについて、運用を続けていく中で障がい者の単身急遽では何らかの支援を受けていること（特に地域定着支援事業）の利用）が入居の要件かようになっていった。
- ・入居審査の際に「地域定着支援事業」の利用もしくは何らかの支援を利用している状況や医師の意見等の確認が入居の要件として提示され、短期間のうちに入居者が「地域定着支援事業」の申請や事業所決定等の手続き等を迫られる状況にあり、本来の目的とは異なる運用となっていた。

○取り組み内容

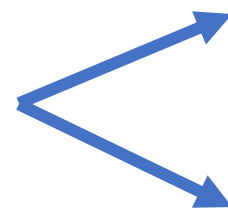
- ・入居審査時における入居者の身体的安全確保、居住の安定を図るための運用方法・体制について市障害保健福祉課・市住宅課と協議を行い、「地域定着支援事業」等を要件から外していくことを検討。
- ・「市営住宅の入居のご案内」（募集要項）に「単身生活における安全確保及び住居の安定の観点から」と目的を明記し、2次審査の面談時に委託相談の相談員が同席することで、**入居者の生活上の不安や課題を聴き取り必要な支援を提案する**方法を検討。
- ・現状で支援を必要としない入居者については、生活上の課題が発生した際に居住地の委託相談へに相談し、必要な支援が利用できる体制とした。



入居の際に何らかの支援を要件



- ・新しい生活での不安を聴取
- ・生活状況から課題を確認



相談窓口を紹介

必要な支援を提案

③相談支援体制強化（人材育成）に関する 取り組み

ランチ研修会の開催（平成30年度）

○平成30年度は基幹相談支援センター相談員がそれぞれの経験や知識を内部で共有し、自己研鑽するための内部研修を企画。当初は基幹相談支援センター職員同士の研修を想定していたが、**地域の相談員であれば参加可能**なランチ研修として実施した。

○平成30年度末までに**計32回開催、延べ250人を超える参加**をいただき、多くの相談員が意見交換をする機会となった。

【研修内容（一部抜粋）】

開催日	研修内容
5月10日	多様な生活課題を抱える子ども家庭支援Ⅰ
5月15日	民生委員児童委員との関わりと支援拒否家庭への介入支援
5月22日	合理的配慮の取り組み
5月24日	成年後見制度の基礎知識
5月29日	区センターの取り組み
5月31日	多様な生活課題を抱える子ども家庭支援Ⅱ
6月7日	人のことを考える～妄想・幻覚の役割～
6月12日	「地域生活支援拠点等事業」国における検討の流れ
6月14日	虐待ケースへの対応・介入支援
6月19日	意思決定支援を考える



**H30年
7月版**

**浜松市障がい者
基幹相談支援センター**

ランチ研修開催!!

7月3日（火）11：30～
障がいのある方の
「住まう」を考える

7月12日（木）11：30～
難病支援について

7月17日（火）11：30～
自立支援協議会子ども専門部会
の経過

7月26日（木）11：30～
学校では教えてくれない
むきこもり支援

7月31日（火）11：30～
障害者支援施設からの
地域移行を考える

- 基幹相談支援センター内部ランチ研修を5月より開始し、様々なテーマについての研修を行ってきました。相談支援事業所の皆様にもオープンにし延べ26名の方が参加いただいています。
- 7月からは週1回となりますが、ご飯でも食べながら研修・意見交換が気軽にできればと思います!!

連絡先：401-0920
（担当：岸）

ランチ研修のため、食べられる方はお昼ご飯をご持参ください。（食べない方ももちろん参加できます!!）

駐車場に限りがある為、参加される際は一報ご連絡ください!!

開催場所：浜松市障がい者基幹相談支援センター
（中区鶴江3丁目1番10号 浜松市役所鶴江分庁舎1階）

相談員を対象とした研修（令和元年度）

- 令和元年度は委託相談の相談員を対象に経験年数に応じた階層別研修を実施。経験年数に応じたテーマと内容を設定し委託相談に求められる役割を学ぶ場とした。年間を通してメンバーを固定し横のつながりづくりの場とした。
- 配属年数で感じやすい課題や困難感を共有し、個別支援における技術獲得や権利擁護の視点など専門性獲得の機会とした。

配属年数（階層）	人数	到達点
1年目	5人	相談支援の基礎となる知識や視点を学ぶ
2年目	8人	相談支援における専門的な視点を身に着ける
3年目	6人	専門的な視点に基づき相談支援体制を考える

《階層別研修 一部抜粋》

研修テーマ	内容
「権利擁護の視点」	講義 「成年後見制度」 講義 「障がい者虐待」 事例検討 「虐待が疑われる事例」
「ケースワークの基本」	講義 「医療機関との連携」 講義 「ケースワークの基本」 事例検討 「困っている事例」
「自立支援協議会の機能と 連絡会の運営」	講義・グループワーク 「自立支援協議会の機能と 連絡会の運営」



相談員を対象とした研修（令和2年度）

- 令和2年度は障害特性に対応した知識・技術や専門的視点の獲得を目的に委託相談を対象として**ファシリテーターの養成**や**委託相談に新規配属となった相談員の研修**として年間を通してメンバーを固定して実施した。
- ファシリテーターの養成では技術の習得だけでなく事例の見立てを学ぶ場として実施し、養成されたファシリテーターが中心となり、**委託相談の各センターで月に1回の事例検討を実施し専門性を高めるための場**とした。
- 相談支援従事者初任者研修を修了したのち、配属されるまでに時間を要することで研修で学んだことが風化されてしまうことが考えられる。そのため、**浜松市における相談員の人材育成**として新任相談員研修を実施した。

研修名	人数	対象相談員	到達点
ファシリテーション研修	5人	委託相談 中堅相談員	ファシリテーションの技術を演習を通して習得し、各エリアで事例検討などで専門性向上に活かす。
新任相談員研修	6人	委託相談 新規配属相談員	相談員の基礎となる専門的視点や委託相談に求められている役割について学ぶ。



《新任相談員研修 一部抜粋》

研修テーマ	内容
「委託相談の基礎」	講義 「委託相談の実施要綱」 「ケースワークの基礎」 グループワーク 「委託相談でどこまでやるの？」
「委託相談のあり方」	講義 「地域援助の考え方と展開技法」 グループワーク 「ケースを通して地域を考える」

④権利擁護・虐待防止に関する取り組み

権利擁護・虐待防止のための支援

【現状と課題】

- ・障害者虐待防止法に基づく、浜松市の養護者虐待の通報・相談・届出者の状況において **H28年 虐待認定件数8件 / 通報・相談件数15件、
H29年 虐待認定件数1件 / 通報・相談件数19件** （H30年度 浜松市高齢者・障がい者虐待防止連絡会資料より抜粋）
- ・基幹相談支援センター設置後の委託相談・計画相談支援事業所を中心とした相談の中で、養護者からの虐待としての相談が
H30年11月末日時点（約8か月間） 27人（養護者虐待に関する相談実人数） / 243人（全体の相談実人数）と約1割が養護者虐待に関する相談
- ・地域の相談員等が養護者虐待（権利侵害）と感じ基幹相談支援センターへ支援介入依頼をする件数に対して、市として通報相談件数として捉えているものに解離が起こっている状況。（基幹相談支援センターへすべてのケースが相談されるわけでない）
⇒官・民での虐待についての認識、課題意識の食い違いが生じている。
- ・地域の相談員自身が、虐待通報・相談へのためらいやそれを行う中での連携の困難さ、支援が混乱する危惧を持ち、通報・相談に至っていない状況も
うかがえた。
⇒市の通報、相談の流れにのらず、地域の相談機関、支援機関がリスクごと抱え込んでいる状況の発生。
- ・高齢者虐待（障がい者⇒高齢者）、障がい者虐待（高齢者⇒障害者）支援における相互の虐待防止施策の理解の乏しさと支援理念の違いからの
連携の困難さの発生

【基幹相談支援センターとしての取り組み】

- ①虐待通報・相談についての委託相談・計画相談の捉え方についての調査実施
- ②浜松市の虐待防止施策（養護者虐待について）をより身近で頼れるものにする為の調査の実施と課題検討の実施
- ③相談員を対象とした権利擁護・虐待防止に関する研修の実施
- ④高齢者分野との権利擁護、虐待防止に関する連携についての調査と相互理解、連携の為の研修の実施

① 虐待通報・相談についての委託相談・計画相談の捉え方についての調査実施

調査概要

【対象】

○浜松市内の委託相談・計画相談支援事業所 相談員

【対象ケース】

○期間中の担当したケースにおいて虐待・虐待が疑われるケース

【回収数】

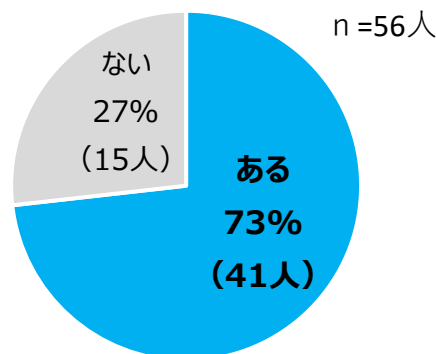
○有効回答数 56（実相談員数）

【調査対象期間・調査方法】

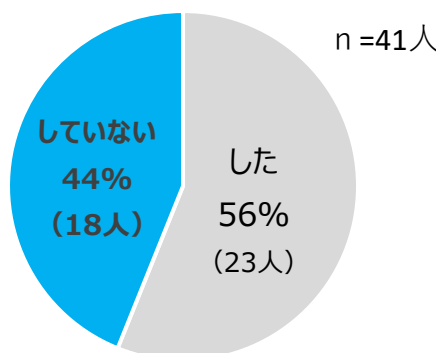
○H29.4～H30.11 調査票をメールにて配信、回収

【実態調査結果（概要）】

虐待が疑われるケースへの対応



通報・相談の有無



※虐待（疑い）含むケースへの関りを持った相談員が約7割いる中で、約4割強が通報・相談をしていない状況

通報相談をしなかった理由【一部抜粋】

☐ 通報のタイミングや虐待の判断についての迷い

- ・事実確認が困難（通報のタイミングをどう考えるか？）
- ・金銭搾取と言い切れなかった（生活費としてつかっている場合は虐待か？）

☐ 通報することによる影響の心配 通報後のイメージが持てないことによる不安感

- ・通報後の行政機関による対応のイメージが持ちづらい
- ・通報後に本人・家族と支援者との関係性が変化してしまうのではないかと心配

☐ 本人・養護者の背景から権利擁護に消極的な姿勢

- ・加害者である家族にも障がいがあり、虐待行為がその障害特性に起因するもの
- ・本人が通報を希望していない
- ・本人の言動が原因であり虐待と言えるか迷った

② 浜松市の虐待防止施策（養護者虐待について）をより身近で頼れるものにする為の課題検討の実施

- ・『虐待通報・相談についての委託相談・計画相談の捉え方についての調査』における課題の表面化
 - ①浜松市の虐待対応のスキームやその対応についての不透明さ・官民連携の不足
 - ②相談員の虐待対応（権利擁護の視点）の認識のばらつき
- ・課題の解決に向けての取り組みを目指し、『②浜松市の虐待防止施策をより身近で頼れるものにする為の課題検討』として実施
- ・課題解決に向けた検討と提案事項の作成を行い、浜松市障がい者自立支援協議会調整会議（現：企画会議）への提案を実施

課題検討の方法概要

I 虐待通報後の流れ、連携体制・支援についての現状の課題の抽出・あるべき姿について検討

対象：委託相談の内、下記対象事業所にヒヤリングを実施

- ☐ H30年度基幹相談支援センターが開所後、相談を受けた虐待・疑いケースで行政への通報・相談に至ったケースに関わった事業所
- ☐ H29年度中に虐待・疑いケースにおいて行政への通報・相談に至ったケースに関わっており、且つ、協力いただける事業所

II 家庭訪問等個別支援事業についての利用の流れ、連携体制・支援についての現状の課題の抽出・あるべき姿について検討

対象：委託相談の内、下記対象事業所にヒヤリングを実施

- ☐ H29年度以降、家庭訪問等個別支援事業を導入し、実施した事業所

※ 上記 I、II について、ヒヤリング協力事業所と共にスキームにおける課題を共有し、「あるべき姿」について協議、提案事項の作成を実施

III 虐待の疑いがあるが、通報に至らないケースについての現状と課題について整理・検討

対象：委託相談・計画相談支援事業所

- ・虐待の疑いがあるが、通報に至らないケースの現状についてアンケートにより把握
- ・現状を把握し、必要な研修へつなげる

② 浜松市の虐待防止施策（養護者虐待について）をより身近で頼れるものにする為の課題検討の実施

【Ⅰ,Ⅱ 課題の整理概要】

【通報・相談窓口と役割】

- 市と区の通報・相談窓口の 機能、その後の対応の役割が複雑且つ不明瞭
通報・相談後のイメージがつかづらいため躊躇しやすくなる

【事実確認と情報共有/通報者を守る視点】

- 事実確認の方法や介入がどうされるかの共有がない。また、通報者である相談員が同行訪問を要請されることが多く、リスクへの配慮が乏しい

【コア会議/個別ケース会議/モニタリング/終結等協議の場】

- コア会議での議論の内容や方向性の共有や役割分担等がされないことが多い。
- 個別ケース会議の開催が通報の数か月後になる、行われない等、スピード感や定期的なケース管理をしながらの開催が乏しい状況
- 「虐待対応としての終結」までの目標設定や役割分担支援方針等を共有、見直しができる行政主導のケース管理の場がない

【家庭訪問等個別支援事業】

- 導入の判断基準・決定・同意書の合意手続きの役割が不明瞭
- 事業導入されると委託相談のみで抱え込んでいくことが多い。
- モニタリング、終結することもチームの判断として行える体制がない。

【研修】

- 虐待・権利擁護の視点・支援についての研修の必要性
- 官民が連携して支援を行えるよう共通の研修やツールの作成の必要性

【自立支援協議会への提案事項概要】

【窓口の一本化/役割の明確化/虐待認定の判断基準】

- 通報・相談窓口の一本化。相談、通報を受けた窓口が終結まで関わる仕組み
- 市と区の役割の明確化。市、区、相談支援間での共通認識
- 窓口での判断基準の明確化
- 虐待として受け取ってもらえたかどうかの双方の共有（ツールの活用）

【情報共有】

- コア会議後等、支援機関への情報共有が行われるよう仕組化

【コア会議/個別ケース会議/モニタリング/終結】

- 早期のケース会議開催（事実確認後何日以内等のルール化）
- コア会議への委託相談、基幹相談の参画
- 行政主導での個別ケース会議、モニタリング等会議の開催

【リスク管理・ケース管理】

- 虐待、疑い、ハイリスクケースの進捗管理が継続して出来る場の設置

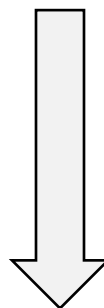
【家庭訪問等個別支援事業】

- 事業導入の判断基準・導入の流れの明確化
- 事業終了の判断を官民で検討の上行える仕組みづくり

【研修】

- 権利擁護（虐待対応）の視点を学べる研修の場
年度替わり毎に 官民連携、共通認識を持てる場を作る
- 虐待の判断がしやすくなるリスクチェックシート、対応スキームの作成

自立支援協議会調整会議（現：企画会議）において提案事項を提示。議論の上、自立支援協議会 権利擁護部会を設置し、課題解決にむけての具体的な仕組みづくりをおこなっていく方向性で決着された。



ようやく令和2年度浜松市障がい者自立支援協議会から正式に権利擁護部会が設置。
虐待対応WGにおいて、虐待対応のスキームを含め、協議を開始している。

③ 相談員を対象とした権利擁護・虐待防止に関する研修の実施

開催年度	研修内容
平成30年度	合理的配慮について【ランチ研修】
	成年後見制度について【ランチ研修】
	障害者虐待について【委託相談連絡会】
	成年後見制度研修会【委託相談連絡会】
	虐待ケースへの対応・介入支援について【ランチ研修】
	意思決定支援について【ランチ研修】
平成31、令和元年度	権利擁護の視点（虐待防止・成年後見制度講義）【委託相談階層別研修①】
	権利擁護の視点（虐待事例検討・成年後見制度講義）【委託相談階層別研修②】
	権利擁護の視点（虐待事例検討）【委託相談階層別研修③】
令和2年度	要対協実務者会議新規参加機関のための研修会
	要対協参加相談員意見交換会・研修会
	虐待防止施策と権利擁護部会の活動について

④ 高齢者分野との権利擁護、虐待防止に関する連携についての調査と相互理解、連携の為の研修の実施

調査概要

【対象】

○浜松市内の地域包括支援センター

【対象ケース】

○浜松市障がい者相談支援事業所との共同（連携）支援ケース

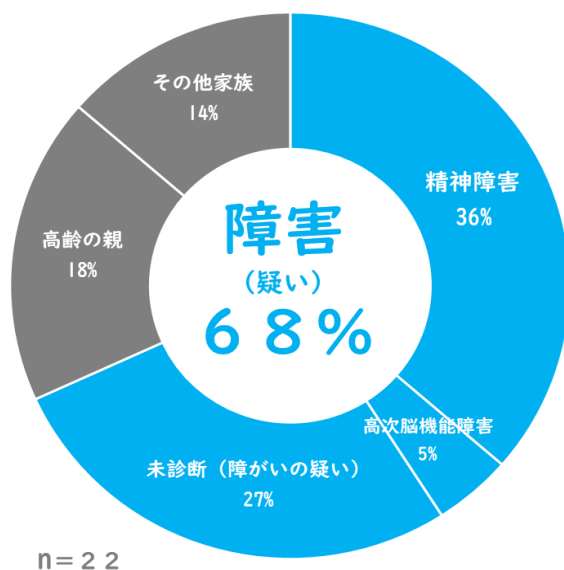
【回収率】

○77%（17事業所 / 22事業所 9

【実態調査結果（概要）】

委託相談との共同（連携）支援ケースがある事業所： 16事業所 / 17事業所 対象当事者実人数22名

虐待（疑い）者



課題まとめ

□虐待家庭への連携上、課題に感じやすいケース

未診断（精神障がい疑い、障がいグレー）ケースから高齢親への虐待への介入支援

□虐待防止施策の違い

障がい者虐待防止法についてや防止法における委託相談の役割についての未周知

□虐待における介護保険との絡み

65歳未満2号被保険者ケース や 狭間の年齢の方への対応

□相談支援事業所の支援対象範囲

委託相談がどのようなケースまで支援対象としているのか。基本的な部分も知られていない。あるいは、知られていても動きのスピード感の違いや受け手の消極性などにより、機能そのものが認知されづらくなっている様子が伺える。

□包括支援センターとの機能の違い

「連絡がつきづらい」イメージがある様子。（人工的な問題。休日の設け方。夜間の対応体制など）

□支援文化や手法の違い

※委託相談・地域包括支援センターそれぞれの業務や支援文化の違いの理解、虐待における法律上、仕組上の違いの理解、隙間を埋める連携の為の研修会を開催

④ 高齢者分野との権利擁護、虐待防止に関する連携についての調査と相互理解、連携の為の研修の実施

研修テーマ：世帯をまるごと支援する ～虐待対応における役割分担とは何か？～（R元年10月23日開催）

目的：虐待対応における高齢分野、障害分野相互の制度・体制の理解を行うと共に、地域包括支援センター、浜松市障がい者相談支援事業所の機能や支援の文化の違いについてより理解を深め、権利擁護の視点での連携がよりスムーズ行えるようにする。

研修対象：浜松市市内地域包括支援センター
委託相談支援事業所
各区長寿保険課、
各区社会福祉課

68名の方の参加を
いただきました!!

【内容】

委託相談支援事業所と地域包括支援センターが担っている虐待防止対応上の法的な違いや役割の違いの理解を講義にて学び、障害のある方からの高齢者虐待が起こっている実事例世帯について、連携しながら支援を行っている事例について報告いただきました。

また、事例に絡め、「虐待対応ケースを連携しながら支援する為のポイント」をテーマに聖隷クリストファー大学の川向雅弘先生（現教授）に講和いただきました。

そのような学びも含め、各エリア毎でグループワークを行い、虐待対応における意見交換や相互の役割、機能の不明点、今後の連携の在り方などについて率直に出し合う機会となりました。



【感想】

- ・支援者の都合にのってこないことが「障害」と思っていないかとの問いにハッとした。
- ・虐待という起こった事実ではなく、起こった背景に視点を持っていく事が必要と感じた。
- ・実際のケースに関わる以外で考え等をじっくり話す機会がなかったので、視点や考え方を知る機会となった。
- ・障害分野の方と今まで以上に連携がとれていくように感じた。
- ・障害分野と高齢分野の仕組みや役割の違いが理解できた。
等々

※経年の中、既成事実化した「役割」「限界設定」から一步踏み出せるかどうか、狭間を埋める協働となるかどうかにつながる。

⑤精神科病院からの地域移行・地域定着に関する 取り組み

精神科病院からの地域移行・定着に関する取り組み

【背景と課題】

- ・長期入院患者数や平均在院日数は減少傾向にあるものの、浜松市においては再入院率が高い
入院期間1年以上の方：退院後3か月時点の再入院率約7割【H29.9.30日時点】
(H30年度精神保健福祉審議会資料より抜粋)
⇒本人はもちろん、家族や取り巻く周囲の近隣住民も対応に困っている可能性
⇒医療・福祉の適切な支援・介入が行われていない可能性
⇒退院時（入院中から）に病院側が本人に必要な社会資源につなげられていない可能性
- ・地域援助事業者は精神科病院との連携にハードルを感じ、連携なく支援展開を行う場面が見受けられたり、当事者が入院すると病院任せになってしま
いやすい状況も見受けられる
- ・精神科病院は、社会資源としての地域援助事業者は把握はしているものの、「支援の手段・方法」として利用はあるが、支援の過程を共に考え、共同す
るという機会が少ない状況が見受けられる
- ・双方の役割や限界設定について共有することの必要性。それ以前に自機関の役割や視点、その根拠の言語化が上手くなされていない事。苦労の共有
やねぎらい、フォロー。日々の情報交換といったコミュニケーションが乏しくなっている状況
- ・精神障がいのある方が利用できる社会資源は増加しているものの、経験値の蓄積、必要なバックアップが乏しい中、受け皿となる事業所が苦労や困難感
を抱え込む・あるいは、その苦労や困難感から受け入れに消極的になる状況も見受けられる

【基幹相談支援センターとしての取り組み】

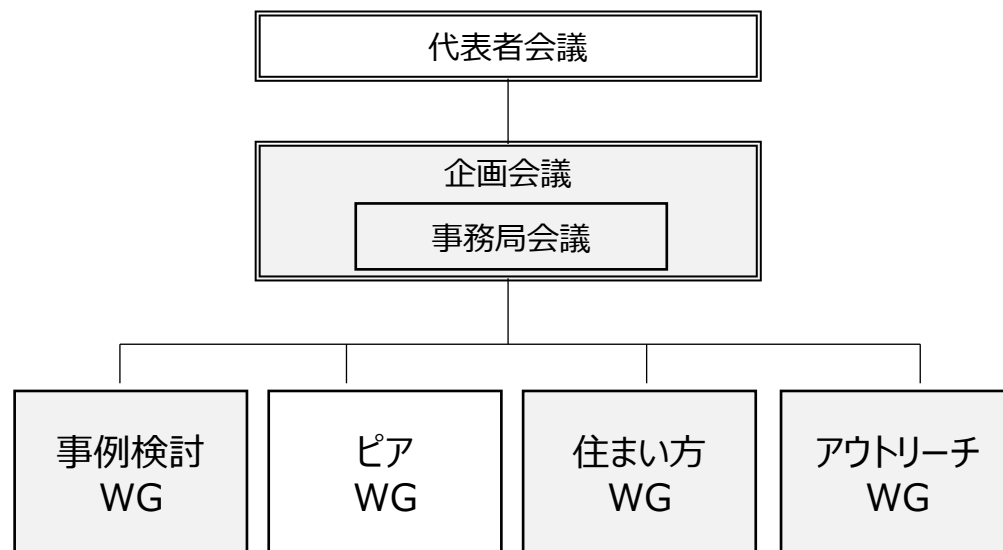
- ①浜松市障がい者自立支援協議会専門部会（R30年度地域移行定着専門部会）（R元年度退院して地域で暮らそう専門部会）
⇒（R2年度～）精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会への積極的参画
- ②精神保健担当課ケース進捗管理会議への参画
- ③地域援助事業者【特に訪問看護ステーションについての研修・事例検討FT、SV】
- ④精神専門ではない訪問看護ステーションへのアンケートの実施と受け入れ拡充

①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会への積極的参画

経過

- 平成26年度より地域移行専門部会が浜松市自立支援協議会の専門部会として位置づけ
- 平成29年度より、名称変更「地域移行・定着」専門部会とし、定着に資する地域支援についての活動、精神科病院と地域支援者との連携を意識した活動を実施
※平成30年度より基幹相談支援センターとして企画会議へ参画。部会へはオブザーバー参加。
- 令和元年度より、現在の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進を見越し、名称・構成員変更「退院して地域で暮らそう専門部会」として活動を実施
※企画会議への参画。設置された4WGのうち「事例検討WG」「住まいWG」「アウトリーチWG」の3つのWGへも参画。部会へはオブザーバー参加
- 令和2年度より、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会」として活動開始。浜松市障がい者自立支援協議会から別組織として運営を開始。
※行政と共に事務局として活動を開始。加えて企画会議。設置された4WGのうち「事例検討WG」「住まい方WG」「アウトリーチWG」の3つのWGへも参画し中心的役割を担っている。

【R2～精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会体制図】



【事例検討WG】

- ・単科精神科病院での入院患者さんについての事例検討。対象患者さん居住区の社会福祉課、委託相談等も参画。
- ・退院に向けた具体的な検討や退院に向けた病院での取り組みの検討を実施

【住まい方WG】

- ・アンケートにより住居確保の現状の把握。「住まい方」として本人の希望する地域生活を送る上での課題の整理を行う。

【アウトリーチWG】

- ・R元年度に未受診・医療中断者の実態調査を実施し、報告書を作成。浜松市における医療アクセス困難者へのアウトリーチの制度・仕組化を検討する

調査目的

- 地域の相談支援機関の抱える未受診・医療中断者へのアウトリーチ支援のニーズを把握し、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」のプログラムの一つである『アウトリーチ支援』の実施に向けた体制整備の根拠資料の一つとする。
- 加えて、調査結果を元に浜松市として重点的に取り組むべきアウトリーチ支援の対象者像を検討する。

調査概要

【対象】

- 浜松市内の委託相談支援事業所 精神相談支援事業所ほくえん含む（16事業所） 計画相談支援事業所（40事業所） 地域包括支援センター（22事業所）
居宅介護支援事業所（216事業所） コミュニティーソーシャルワーカー（12名）

【回答率】

- 委託相談支援事業所（精神相談支援事業所ほくえん含む） 100% 計画相談支援事業所 70% 地域包括支援センター100%
居宅介護支援事業所12.5% コミュニティーソーシャルワーカー75%

【対象ケース】

- R2年1月15日時点で各相談機関が関りをもっている本人、家族であり、且つ精神科領域での見立て・支援が必要と思われる未受診・医療中断者

【調査対象期間・調査方法】

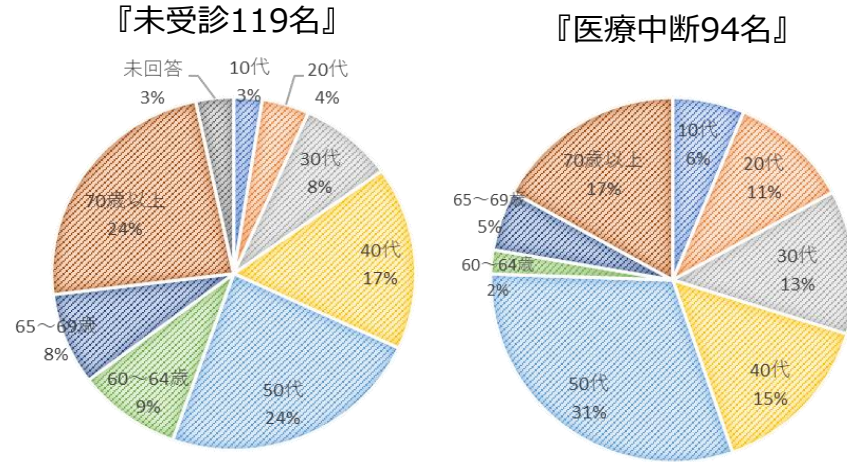
- R2.1.15～R2.2.14 調査票をメールにて配信、回収

参考：R元年度実施「浜松市内の相談支援機関が抱える精神科領域の未受診・医療中断者実態調査」②

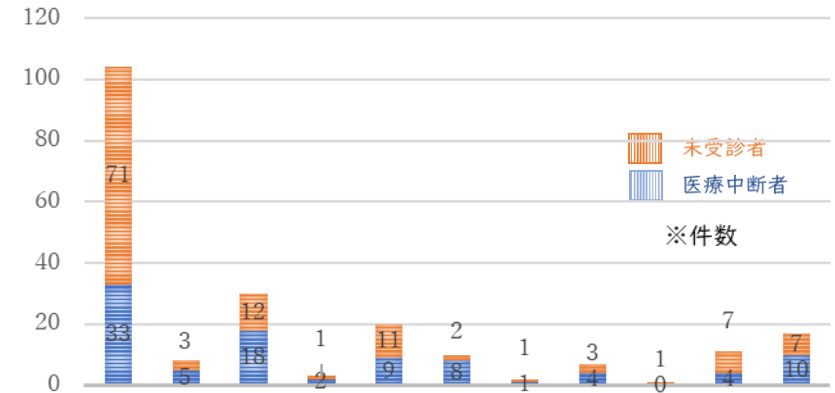
調査結果一部抜粋

回答 未受診・医療中断者総数：213人【未受診119名 医療中断94名】

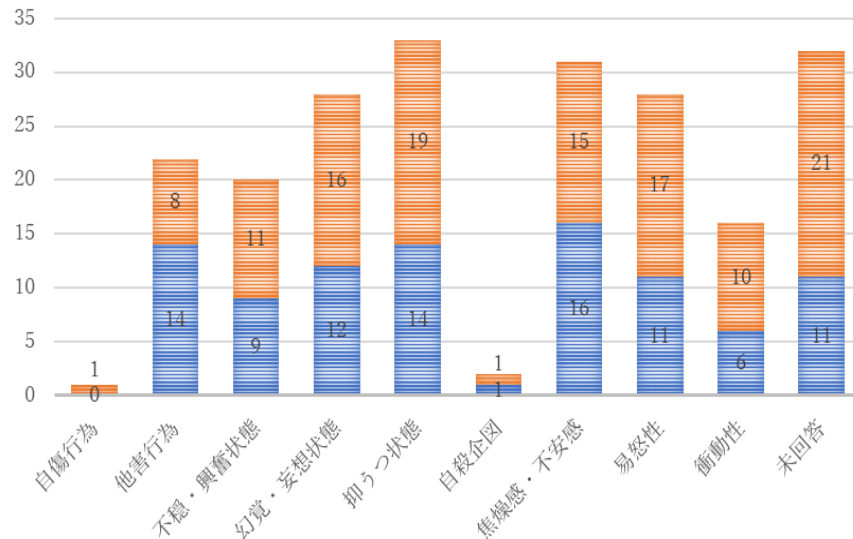
【年齢層（未受診・医療中断別）】



【最も適切な医療へのアクセスが困難な理由】



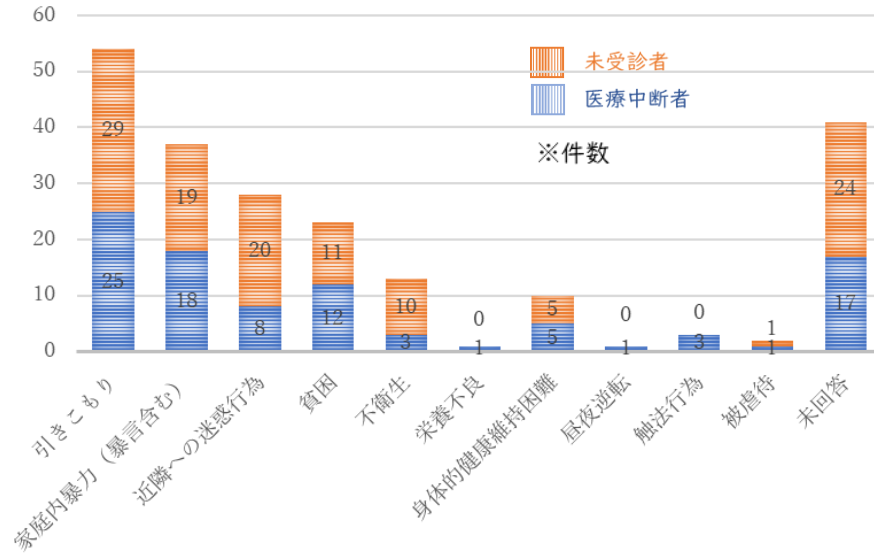
【最も医療が必要と感じる状態像】



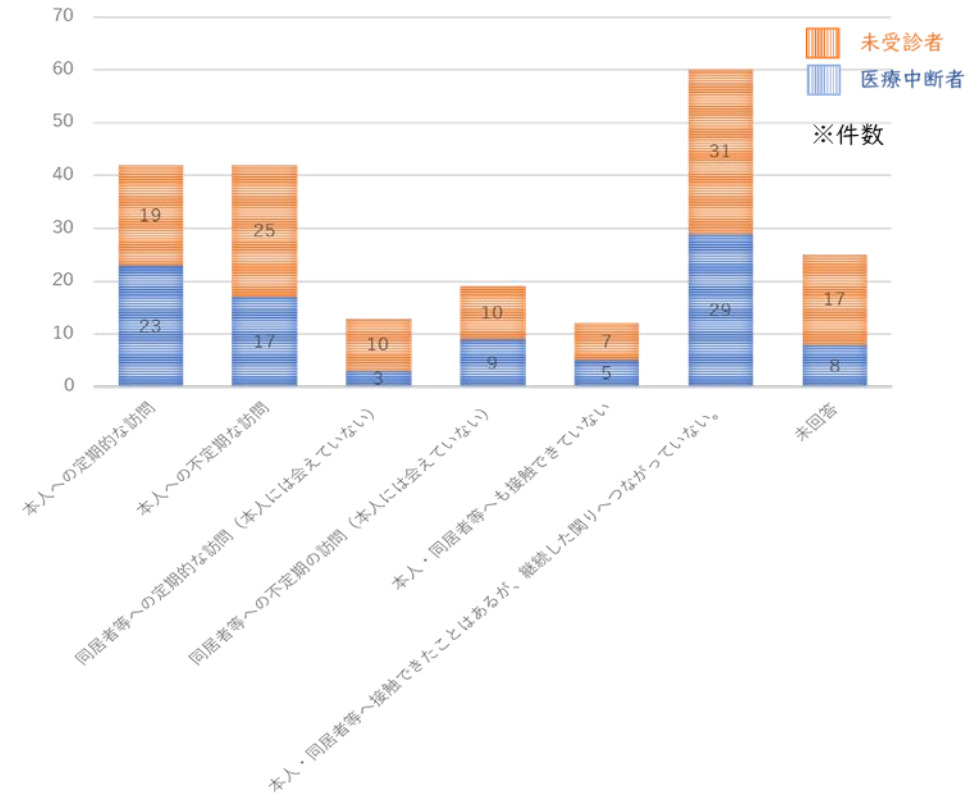
未受診者
医療中断者
※件数

参考：R元年度実施「浜松市内の相談支援機関が抱える精神科領域の未受診・医療中断者実態調査」③

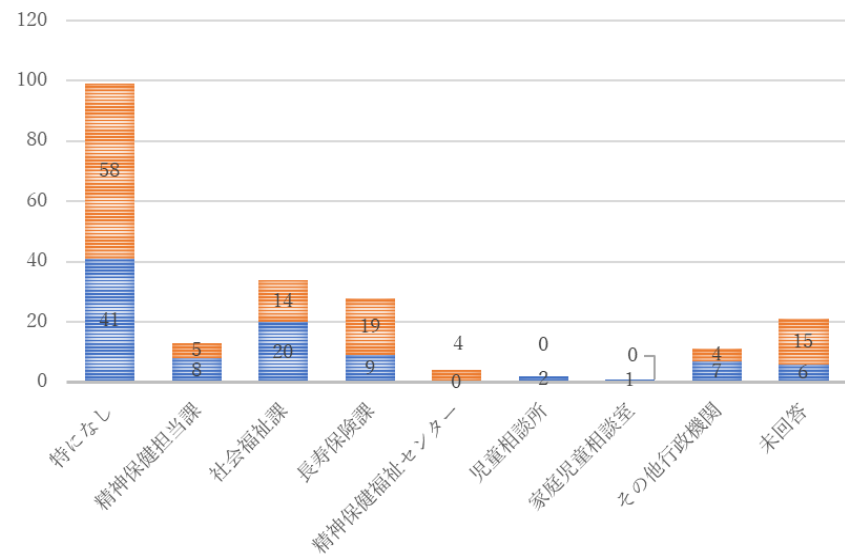
【最も生活課題となる事象】



【相談支援機関としての関り】



【行政機関の関り】



・調査全体からは、地域の相談支援機関が抱える未受診、医療中断者への関りにおいて、その状態像や生活課題から「何とかつながってはいても次の展開が見込みづらい状況」あるいは「継続した関りにつながらず切れてしまいやすい」状況が伺えた

・行政機関との連携も図られていないことが多く、相談支援機関が抱えこみながら困難を抱えている状況が見られた。

※本調査が得られた課題も含め、浜松市にとって必要なアウトリーチ施策について検討を重ねていく。

②精神保健担当課ケース進捗管理会議への参画

背景

○旧委託相談支援事業所の統計によると『障害保健福祉課』からの『委託相談支援事業所』への新規相談件数は
平成29年度実人数7名 / 平成30年度実人数5名

※『障害保健福祉課』としての集計の為、すべてが精神保健担当課からの相談とは言えない。「精神障害」に特化すると更に少ない相談実人数となることが想定。

○R元年度に実施した「**浜松市内の相談支援機関が抱える精神科領域の未受診・医療中断者実態調査**」においても『行政機関との関わり特になし』が 99人/214人 精神分野の行政の専門相談機関である『精神保健担当課』、『精神保健福祉センター』と連携し支援を行っているケースは17人 / 214人 と行政機関と地域相談支援機関との連携の課題が見て取れた。

取り組み

○R2年度5月～月1回 精神保健担当課で実施している「措置入院を経たケース」についての支援進捗会議へ参画

○ケースの状況の把握をしながら、地域支援者（主に委託相談）との連携や支援展開についての助言・提案を開始。

⇒ R3.1時点 措置経過ケースへの委託相談の関り 【18人/43人】+今後繋ぎ予定6人

○ケースを通じた地域支援者との連携を促進する中で、「措置入院を経たケース」以外のケースについても相互連携をしていききっかけづくりを行う。

○措置入院後、長期入院に至り、退院の目途がつかないケースについては、見立てをするため、精神保健担当課と同行訪問を行い見立てや支援の方向性の共有。支援の流れや本人の状況の変化に応じて、地域支援者へのつなぎを行う取り組みを開始。

③地域援助事業者、関係機関【特に訪問看護ステーションについての研修・事例検討FT、SV】

開催年度	内容
平成30年度	社会福祉法人慶生会ヘルパーステーション研修会「精神障がい者へのかかわり」
	訪問看護ステーション中島研修会「精神科訪問看護について」
	浜松市民生委員児童委員協議会中堅研修「精神障害の理解と対応」
	精神障害を理解するための研修会 精神保健福祉センター主催 支援者向け研修講師
	聖隷訪問看護ステーション研修会「精神障害の理解と対応」
平成31、令和元年度	聖隷訪問看護ステーション住吉第二 カンファレンス スーパーヴァイズ
	聖隷訪問看護ステーション浅田 カンファレンス ファシリテート、スーパーヴァイズ
	静岡県救護施設連絡協議会「発達障害の理解と支援について」
	精神障害を理解するための研修会 精神保健福祉センター主催 支援者向け研修講師
	聖隷訪問看護ステーション研修 精神科デイケア見学会×2回
令和2年度	聖隷訪問看護ステーション細江 カンファレンス スーパーヴァイズ
	精神障がい者家族相談員・家族会研修会
	聖隷ケアプランセンター勉強会「発達障害について」
	聖隷訪問看護ステーション三方原 カンファレンス スーパーヴァイズ
	東区あんしんねっとワーク研修会「精神障がいの理解と対応」

④精神専門ではない訪問看護ステーションへの調査の実施と受け入れ拡充

背景

- 精神障がいのある方が地域生活を送る上で、訪問系のサービスは重要な役割を担っている。とりわけ、精神科訪問看護は、地域と医療との連携の要になるサービスといえる。
- 浜松市においても精神科訪問看護専門のステーションができ、便利さや受け入れの良さから、医療機関、地域の相談機関においても精神科訪問看護専門のステーションへの依頼が大多数を占める状況になっている。
- 一方で、数は少ないながらも、精神障がいのある方への支援を担い、その対応に困難さを抱きながらも丁寧な支援を行っている精神科訪問看護専門ではないステーションも少なくない。
- 精神科訪問看護を専門としていないが対応を行っている訪問看護ステーションとの連携、受け皿づくりを行うことで、地域の相談員は、専門・非専門だけでなく、それぞれのステーションの特徴や人となりを考え、多くの選択肢をもち、本人に合う支援を提供することにつながると考えられる。

調査の実施

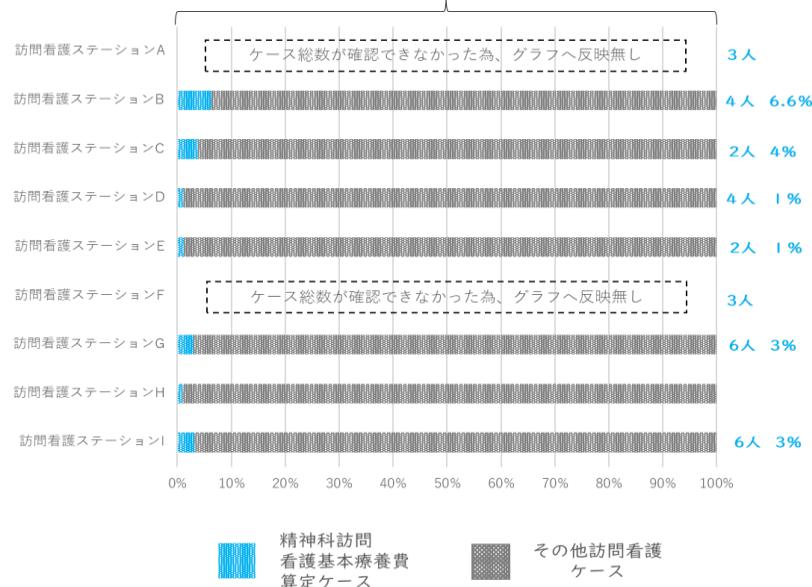
- 【調査目的】
 - 精神科訪問看護に携わる事業所の現状を把握すると共に、支援者支援等の体制づくり、支援の広がりに向けての検討材料とする。
- 【調査対象】
 - ReMHRAD（地域精神保健医療福祉社会資源分析データベース）より浜松市内訪問看護ステーション（精神科訪問看護基本療養費算定有）の内、精神科訪問看護基本療養費を算定している人の割合が「事業所全体の20%未満」の訪問看護ステーション
- 【調査時期】
 - R2.2.15時点での各事業所の状況について回答
- 【調査期間】
 - R2.2.15～R2.3.3
- 【回収率】
 - 75%（9事業所/12事業所）

④ 精神専門ではない訪問看護ステーションへの調査の実施と受け入れ拡充

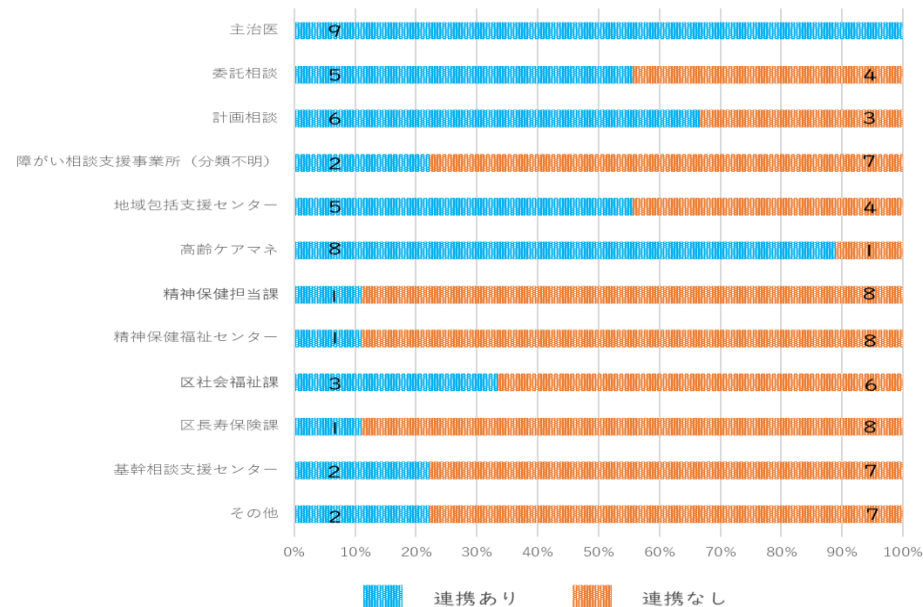
【調査結果一部抜粋】 9事業所合計：37ケース

事業所別：精神科訪問看護基本療養費算定数

取扱ケース総数

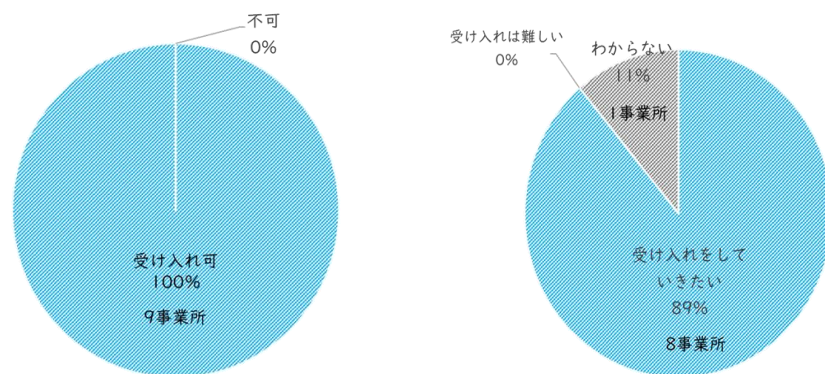


現在連携している機関（9事業所まとめ）



現在の体制での精神科訪問看護の受け入れの可否

今後の方向性として精神科訪問看護を積極的に受け入れていく意向



【まとめ概要】

- 対応ケース数について精神科訪問看護としての対応自体が少なく、ケースの見立てや対応において経験値の積み上げがされづらい状況にある。
- 地域支援者との連携についてもその機関に「どこまで頼って良いのか」「何をしてくれるのか」をわからず連携の難しさがフリー記述から見られた。
- 一方で、精神科訪問看護としての受け入れについて、現在も今後についても行っていきたい意向は多くの事業所で見られた。（受け皿の拡充）

※ケース数の積み上げが現状よりも行える体制。ケースを通して地域支援者と連携し、体感的に関りを学ぶ機会を増やす。また、研修等も必要に応じて実施することなどが必要と思われた。

⇒ 地域づくりの視点も含め、委託相談支援センターとの連携を図ることから始めることとし、同意いただいたステーションの受け入れ状況について委託相談支援センターへ共有。意図的につなぐ機会を増やしていくこととした。

⑥体験の機会・場の提供に関する 取り組み

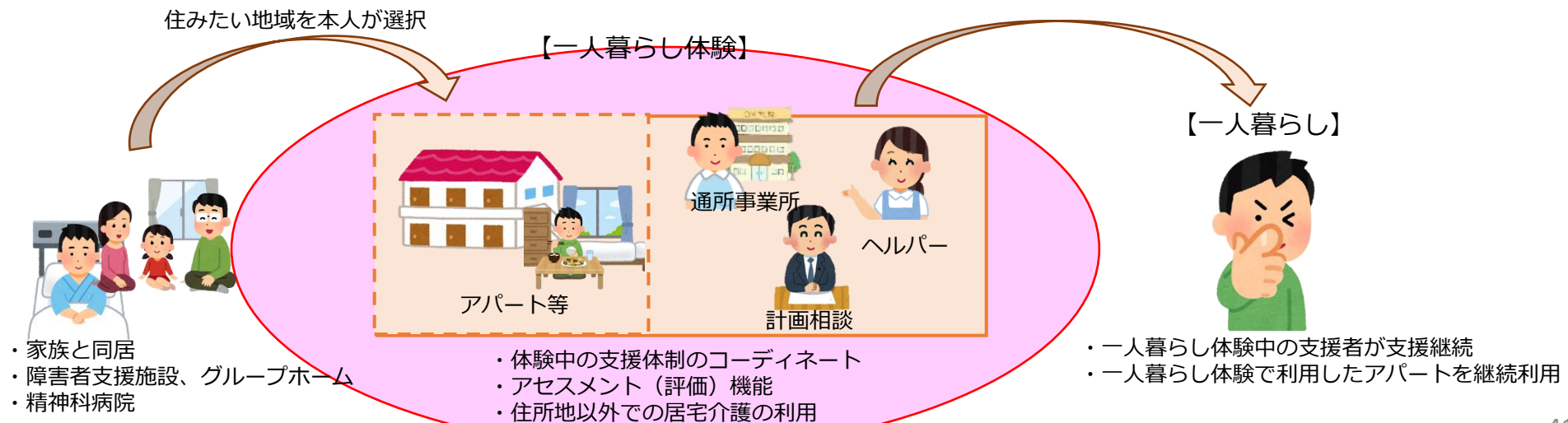
アパート等を利用した「一人暮らし体験」の場の提供

○現状と課題

- ・現在、障害者支援施設やグループホーム・精神科病院からの退所・退院、親元からの自立等、一人暮らしに対応した公的（制度上）なサービスは、共同生活援助（グループホーム）が行うサテライト型住居のみであり、その定員数は浜松市内で5名（3法人）である。
- ・グループホームが行うサテライト型住居では、本体施設の職員が定期的（原則毎日）巡回することになっており、サテライト型住居を退所し、実際に一人暮らし等を行う際には、基本的に新しく居宅介護事業所（ヘルパー）と利用契約を結ぶ必要性があるなど、柔軟な対応が行えない。
- ・居住系サービス（障害者支援施設やグループホーム）、医療保険（精神科病院）入所・入院中は、基本的に在宅系サービス（ヘルパー等）の利用が行えない。
- ・居宅介護事業（ヘルパー）は原則住所地での支援となるため、「体験の場」での支援が行えない。

○浜松市との検討内容

- ・アパート等の一室を基幹相談センターで確保し、制度にのらない「一人暮らし体験の場」として利用できないか。
⇒アパートはマンスリー契約が行え、「体験」を経て、同アパートで一人暮らしを開始したい希望にも対応できると良い。
- ・居宅介護事業（ヘルパー）の住所地以外での支援を可能にする等の弾力的な運用。もしくは地域生活支援事業（市独自事業）として、支給決定がでていなくても居宅介護事業が利用できるように検討したい。
⇒「体験」を経て、実際の一人暮らしを行う際には、利用した居宅介護事業所等の支援者がそのまま一人暮らし時の支援者となることができないか。



アパート等を利用した「一人暮らし体験」 ニーズ調査結果（概要）

《調査概要》

①対象：委託相談、計画相談、精神科病院 ②回答者：相談員ごと ③対象期間：2018年4月から2019年5月末

【集計結果】

《一人暮らし体験を実施したかったケースの有無(n=89)》

あり	57人	64.0%
なし	32人	36.0%
計	89人	100%

《一人暮らし体験を実施したかったケースについて(n=107)》

年代	10代	11人	10.3%
	20代	29人	27.1%
	30代	20人	18.7%
	40代	19人	17.8%
	50代	22人	20.6%
	60以上	6人	5.6%
	計	107人	100%

性別	男	68人	63.6%
	女	39人	36.4%
	計	107人	100%

障害種別	身体	10人	9.3%
	知的	30人	28.0%
	精神	51人	47.7%
	発達	16人	15.0%
	計	107人	100%

移行元	グループホーム等	8人	7.5%
	障害者支援施設等	5人	4.7%
	精神科病院	24人	22.4%
	自宅	70人	65.4%
	計	107人	100%

《今後の方針》

「アパートの一室の借り上げ」以外にも、既存の障害福祉サービス（例えば、グループホームの体験利用や入居）の円滑な利用が進むよう、グループホーム連絡協議会等との連携（空き情報の共有、発信）等を進める。

《概要》令和2年度 地域生活支援拠点等事業「一人暮らし体験モデル」

- グループホームや宿泊型自立訓練・精神科病院からの退所・退院、親元からの自立等、一人暮らしを目指すための体験機能をモデル的に整備。
- 実施にあたっては、「体験の評価」だけでなく、その運用方法や体験の場の整備に係る支援体制の構築の仕方についても標準化することで、将来的な相談支援圏域ごとの体験の場の整備を目的とする。

令和2年11月から12月に2名が利用

令和3年度、実施予定。

支援・運用ノウハウ

【浜松市障害保健福祉課】



地域生活支援拠点等事業 「一人暮らし体験モデル」

- 体験利用部屋の確保（小羊学園旧GH）
- 体験利用部屋での支援体制の確保
- 日中に過ごす場での支援体制の確保
- その他、ニーズに応じた支援が行われるような支援体制の確保
- 体験利用時・利用後に係る一人暮らしに向けた伴走的な支援・評価

- ・ 障がい者相談支援センター
- ・ 計画相談支援事業所



相談

- ・ 本人・家族
- ・ 障害福祉サービス事業所
- ・ 精神科病院



※「協力事業所」とは、体験利用部屋近隣の基幹相談運営5法人を中心とした「生活介護」「就労継続B型・A型」「就労移行」「地域活動支援センター」「居宅介護」「地域移行」事業所、加えて「三方原地区社協（家事支援）」のことを指す。

経過確認・伴走支援

【体験利用部屋での支援体制】

- 普段、居宅・訪問系サービスを利用している場合は、当該サービス事業所での支援を行う。その他、当該サービスの導入も体験的に行う場合は、協力事業所※の提案を実施。

【日中に過ごす場】

- 単なる宿泊体験とならないよう、通勤先（通所先）等の日中に過ごす場を利用する。日中に過ごす場は、①普段本人が通勤（通所）している場、もしくは②協力事業所とする。

【地域生活の体験】

- 一人暮らしを充実させるための余暇や生活に必要な買い物、外食・理髪店の利用等、地域生活を送るための体験的な活動を提案。

目標達成に向けた包括的な支援が受けられるよう、関係機関の確保・支援体制の提案

基幹相談公式LINEを活用したグループホーム空床情報の発信

○障害者支援施設や精神科病院からの退所・退院、親元からの自立等を目指すための公的なサービスである「グループホームの体験利用」を円滑に行うことを目的に、グループホームの空き情報を基幹相談支援センターで集約し、相談支援専門員にLINEを活用した**情報の発信**を令和元年11月から実施。

「空床情報の配信・停止イメージ図」

「グループホーム空床情報配信・停止申込用紙」を基幹相談へFAX送信

グループホーム

配信・
停止申込

受付報告

基幹相談

基幹相談公式LINEアカウント

基幹相談公式LINEへの
返信は行えない

配信



相談支援専門員

LINEアカウント

配信

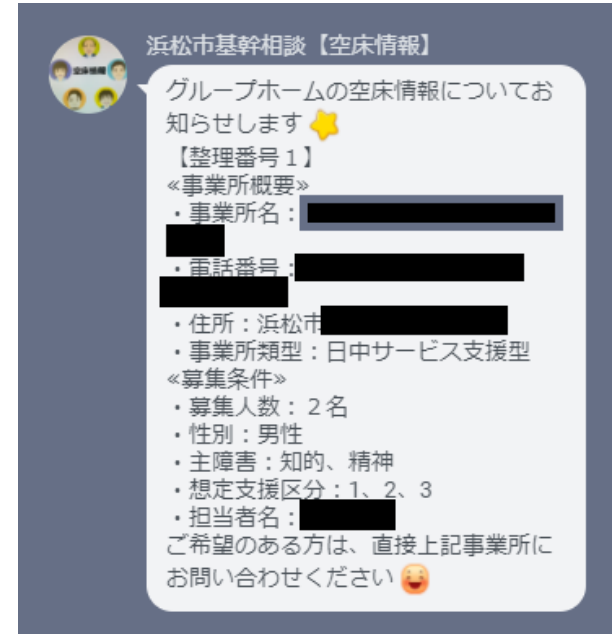


相談支援専門員

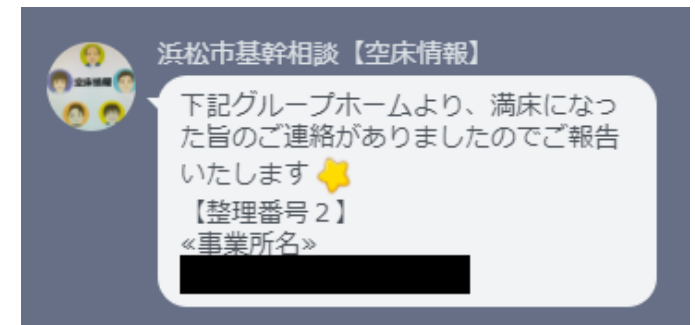
LINEアカウント

個人アカウント同士の
やり取りは行えない

「空床情報配信例」



「空床情報停止例」



基幹相談支援センターウェブサイト

○基幹相談支援センターウェブサイトを開設。（<http://kikan-hamamatsu.jp/>）①基幹相談支援センターの事業説明、②障害福祉サービス事業所等の社会資源情報、③基幹相談支援センターが主催・共催する研修会等の情報を掲載。

○さらに、更新したウェブサイト情報については、基幹相談支援センター公式ラインを用いて相談支援専門員に情報発信を行う。

「基幹相談支援センターの事業説明」

事業推進の3つの視点

複数法人の共同運営における事業展開

多くの支援の受け皿と、幅広い支援展開を図るため、社会福祉法人小羊学園、社会福祉法人聖隷福祉事業団、社会福祉法人天竜厚生会、医療法人好生会、医療法人社団至空会の5法人により共同企業体を設立し運営しています。



医療法人社団
至空会



社会福祉法人
天竜厚生会



社会福祉法人
小羊学園



社会福祉法人
聖隷福祉事業団



医療法人
好生会

「ウェブサイトの更新情報例」



浜松市基幹相談【お役立ち情報】

【ホームページの更新情報】

・2020年10月1日時点の社会資源情報、研修会情報を更新しました。主な更新内容は下記の通りです。

「社会資源情報（新規サービス指定）」

①長上苑（居宅介護、重度訪問介護、同行支援）、②聖隷チャレンジ工房浜松学園（就労B）、③サンスマイルジュニア（児発、放デイ）、④サンスマイルスポトレ上西（児発、放デイ）、⑤サンスマイルスポトレ浜北（児発、放デイ）、⑥Lore（計画相談、障害児相談）、⑦相談支援事業所はな（計画相談、障害児相談、地域定着）

「研修会情報」

子どもワーキング研修開催日時・テーマの掲載

詳細は、ホームページをご確認ください



<http://kikan-hamamatsu.jp/>

「障害福祉サービス事業所等の社会資源情報」

① お住まいの家での支援が必要な方



- 居宅介護事業所一覧
- 重度訪問介護事業所一覧

事業所を探す

② 外出などの支援が必要な方



- 同行/行動支援事業所一覧
- 移動支援事業所一覧

事業所を探す

③働くことに支援が必要な方



- 就労移行支援事業所一覧
- 就労継続支援A型事業所一覧
- 就労継続支援B型事業所一覧
- 就労定着支援事業所一覧

事業所を探す

④暮らしの場と生活上の支援が必要な方



- 障害者支援施設一覧
- 療養介護事業所一覧
- 短期入所事業所一覧
- グループホーム一覧
- 自立生活援助事業所一覧

事業所を探す

⑤ 日中活動の場をお探しの方



- 生活介護事業所一覧
- 地域活動支援センター一覧
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所一覧
- 日中一時支援事業所一覧

事業所を探す

⑥ 子どもへの支援・過ごす場をお探しの方



- 児童発達支援事業所一覧
- 放課後等デイサービス事業所一覧
- 障害児入所施設一覧
- 保育所等訪問支援事業所一覧

事業所を探す

⑦専門的人材の確保・養成に関する 取り組み

浜松市移動支援従事者養成研修の開催

- 浜松市移動支援従事者養成研修実施業務を浜松市より受託。広報はままつでの開催を周知。特に将来を担う福祉人材の確保・養成の観点から市内の大学生に対し、重点的に周知を図った。
- 令和2年10月17日（土）に講義、同11・12月に実習を実施。23名の申し込みがあり、うち17名（うち、大学生4名）が修了した。



浜松市移動支援従事者養成研修

浜松市では、知的障がいのある方の外出を支援する「移動支援」の従事者を養成するための研修会を開催します。

「移動支援」って何？
1人では外出が難しい障がいのある方に対して、外出時に必要となる移動の介助や食事、着せつ等の支援を行います。



＜講義＞
2020年10月17日（土）10時00分～17時15分
（9時45分受付開始）

- ▶オリエンテーション
- ▶障害者福祉の制度とサービス
- ▶サービス利用者の理解
- ▶移動支援の基礎知識
- ▶知的障害者への理解

＜実習＞
2020年11月1日（日）、7日（土）、8日（日）、14日（土）、
15日（日）、21日（土）、22日（日）、28日（土）、29日（日）
※上記実習日程のうち5時間以上

実際にヘルパーとして働けるの？
本研修を修了することで、浜松市に登録のある事業所で移動支援ヘルパーとして支援に従事することができます。

＜講義＞
クリエイティブ浜松 53会議室（浜松市中区早瀬町2-1）
＜実習＞
移動支援従事者養成研修実習協力事業所
（詳細は募集要項）

定員 先着30名（定員を超えた場合は抽選）

※コロナウイルス感染状況により、内容が変更になる場合があります。



強度行動障害支援従事者フォローアップ研修の開催

背景

- 強度行動障害支援者養成研修の基礎研修が平成26年より、実践研修が平成27年より県において実施されるようになり、加えて平成30年からは強度行動障害児（者）への支援に関わる加算が制度化されるなど強度行動障害者への支援の必要性和強化が求められている。
- 浜松市においても強度行動障害支援者養成研修受講者が増え支援者の養成は進んでいる。しかし、相談支援事業所等からは在宅で生活をする強度行動障害者の受け入れを行う通所事業所や短期入所事業所の不足が課題としてあげられている。
- 平成30年度に基幹相談支援センターが設置され、地域生活支援拠点事業における専門的人材の養成に併せ地域の支援体制づくりの役割が求められている。そこで、浜松市における強度行動障害者支援についての取り組みとして、令和元年1月に市独自の強度行動障害支援従事者フォローアップ研修を開催した。

実施内容

- フォローアップ研修に先立ち浜松市における強度行動障害児者の支援状況調査を行った
 - ・調査対象事業所・施設：放課後等デイサービス、福祉型児童入所施設、通所生活介護施設、障害者入所施設
 - ・調査票配布事業所：136事業所 回収事業所：80事業所 回収率：59%
 - ・調査期間：2019年11月11日～12月2日 回収方法：メール
 - ・その他：浜松市における行動関連項目10点以上の者に関する統計情報
- 強度行動障害者支援従事者フォローアップ研修の開催
 - 内容 令和2年1月24日（金） 13:30～17:10 対象者：強度行動障害者支援者養成研修修了者
 - ・浜松地域強度行動障害支援状況調査報告 基幹相談支援センター 雨宮 寛
 - ・講義
 - 「強度行動障害児者への地域における支援体制づくり」
国立のぞみの園 日詰 正文 氏
 - ・実践報告
 - 報告1：幼児期の支援から 児童発達支援センターひまわり
 - 報告2：成人期通所事業所の支援から 生活介護事業所グリーンノート
 - 報告3：チーム支援による支援体制づくり 生活介護事業所風の丘他
 - ・グループワーク
 - ・講評
- 参加人数：54名

冰山モデルで捉える

課題となる行動

環境

特性

2019年浜松地域における強度行動障害者支援状況調査より抜粋

<放課後等デイサービス>

- ・アンケート配布84事業所 回答48事業所 総定員488人 登録児童988人 受給者証に強度行動障害記載児童を受け入れている：11事業所
- ・強度行動障害判定基準10点以上児童：小学生17人 中学生15人 高校生18人 同判定基準10点未満だが困難：28事業所・114人
- ・特に困難さを感じている行動 1：多動 2：こだわり 3：他傷
- ・個別支援の内容：**個室対応など個別の空間による安全な環境を整備**している。個別の支援プログラムを用意（マンツーマン対応）している。
- ・支援体制上の課題：環境調整すること（人的対応も含め）の有効性について研修が行われるようになったが、現状以上の**人的配置や環境整備は困難**である。市において**支援者の質の向上**を図るためにスーパーバイザーの確保と事例検討を通じた研修等が必要。

<児童入所施設>

- ・アンケート配布2事業所 回答2事業所 総定員50人 現員45人 強度行動障害判定基準10点以上児童：小学生6人 中学生4人 高校生6人
- ・特に困難さを感じている行動に大きな有意さはない。個別の支援・個別の環境調整を毎日行っている：6人
- ・個別支援の内容：粗暴行為のある児童に対して**マンツーマン対応をはじめ人的・物的環境の調整**を行い強い刺激をさける環境調整を行っている。
- ・支援体制上の課題：強度行動障害を有する児童を養育や支援する家庭や学校、施設の疲弊した現状がある、「強度行動障害」となる前の児童期の早い段階から支援ができるような**人材の確保と環境整備**が必要である。

<通所生活介護>

- ・アンケート配布36事業所 回答20事業所 総定員481人 契約人数512人 受給者証に重度支援加算記載者を受け入れている：18事業所
- ・強度行動障害支援加算対象利用者：者みなし7人 18歳～39歳105人 40歳～59歳66人 60歳以上3人
- ・特に困難さを感じている行動 1：こだわり 2：騒がしさ 3：他傷、多動 個別の支援・個別の環境調整を毎日行っている：16事業所101人
- ・個別支援の内容：**生活場所・作業場所の構造化を行い本人が落ち着ける空間を確保**している。異なる課題を提示し自己選択において活動を行っている。
- ・支援体制上の課題：支援の大変さが顕著だろうと推測される利用者をアセスメントや体験実習の段階から受け入れを拒む事業所が多い。
医療との連携の必要性、行動障害の激しい状況が続く際には、**職員のレスパイト**も必要である。
OJTによる支援方法の伝達と共有の必要性を感じるが、**人材や人員の不足**によりOJTを丁寧に行うことも難しい状況がある。

<障害者入所施設>

- ・アンケート配布14事業所 回答10事業所 総定員510人 現員493人 平均区分5.2 受給者証に重度支援加算記載者を受け入れている：10事業所
- ・強度行動障害支援加算対象利用者：18歳～39歳46人 40歳～59歳130人 60歳以上：33人
- ・特に困難さを感じている行動 1：こだわり 2：多動 3：他傷 個別の支援・個別の環境調整を毎日行っている：8事業所105人
- ・個別支援の内容：**自傷行為への対応として居室の壁にクッション材を使用**している。無断外出への対応としてセンサーを設置している。**キーパーソンとなる支援者の配置と支援者の増員**で対応している。他傷の危険回避のためマンツーマン対応を行っている。
- ・支援体制上の課題：入所利用者の高齢化と強度行動障害の様相の違いにより**支援内容や生活環境を共有することに困難さ**がある。
疲弊感を感じ対応に苦慮するケースは短期入所利用者の場合が多く、変則勤務による**情報の共有や支援機会を共有**する場面が少ないことが課題である。

浜松市における行動関連項目10点以上の者に関する統計情報

行動関連項目10点以上：555人
留意事項：支給決定情報は令和元年10月時点
支給決定受けているがサービス利用がない者も含む
男女ごと

性別	行動関連項目点数			合計	割合
	10～14	15～19	20～24		
女	127	52	15	194	35%
男	211	133	17	361	65%
計	338	185	32	555	100%

年齢ごと

年齢	行動関連項目点数			合計	割合
	10～14	15～19	20～24		
18～39	163	94	15	272	49%
40～59	137	82	16	235	42%
60～	38	9	1	48	9%
計	338	185	32	555	100%

区ごと

管理区別	行動関連項目点数			合計	割合
	10～14	15～19	20～24		
中区 社会福祉課	106	45	9	160	29%
東区 社会福祉課	55	33	6	94	17%
西区 社会福祉課	24	24	5	53	10%
南区 社会福祉課	59	26	4	89	16%
北区 社会福祉課	44	25	5	74	13%
浜北区 社会福祉課	36	24	1	61	11%
天竜区 社会福祉課	14	8	2	24	4%
計	338	185	32	555	100%

※受給者証を発行している区ごとの分類

サービス種類ごと

サービス種類	行動関連項目点数			合計	割合
	10～14	15～19	20～24		
居宅介護	41	14	3	58	3.4%
重度訪問介護	2	1	2	5	0.29%
行動援護	4	5	5	14	0.82%
同行援護	0	0	0	0	0%
療養介護	2	1	0	3	0.18%
生活介護	285	178	31	494	29%
短期入所	152	67	12	231	13.5%
施設入所支援	122	91	16	229	13.4%
共同生活援助	54	21	3	78	4.6%
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0%
自立訓練（生活訓練）	1	0	0	1	0.06%
宿泊型自立訓練	0	0	0	0	0%
自立生活援助	0	0	0	0	0%
就労移行支援	1	0	0	1	0.06%
就労継続支援（A型）	0	0	0	0	0%
就労継続支援（B型）	34	3	0	37	2.2%
就労定着支援	0	0	0	0	0%
計画相談支援	335	183	32	550	32.3%
地域移行支援	0	2	0	2	0.12%
地域定着支援	2	0	0	2	0.12%
計	1035	566	104	1705	100%

居住ごと

サービス種類	行動関連項目点数			合計	割合
	10～14	15～19	20～24		
施設入所支援	122	91	16	229	41.3%
共同生活援助	54	21	3	78	14.1%
不明	162	73	13	248	44.7%
計	338	185	32	555	100%

放課後等デイサービスにおける強度行動障害児の利用状況
・令和元年10月支給決定者のうち強度行動障害加算算定者：33人 50

⑧緊急時の受け入れに関する取り組み

浜松市障がい者緊急時対応事業（浜松市委託）概要

【目的】（実施要綱 第1条一部改）

地域で生活をする障がい者が地域生活の維持が困難となる緊急事由が発生した際に、当該障がい者に対し迅速な緊急時対応を行うことにより、障がい者が地域で安心して暮らし続けることができるようにする。

【「緊急時対応」の定義】（実施要綱 第2条一部改）

介護者の傷病、事故等により、在宅介護を受けている障がい者が、必要となる支援等の対応をいい、事由が発生した日の、前々日、前日、又は当日をいう。ただし、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第23条による警察官の通報、および「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第9条による障がい者虐待については、浜松市（障害保健福祉課）にて対応。

【事業対象者】（実施要綱 第7条一部改）

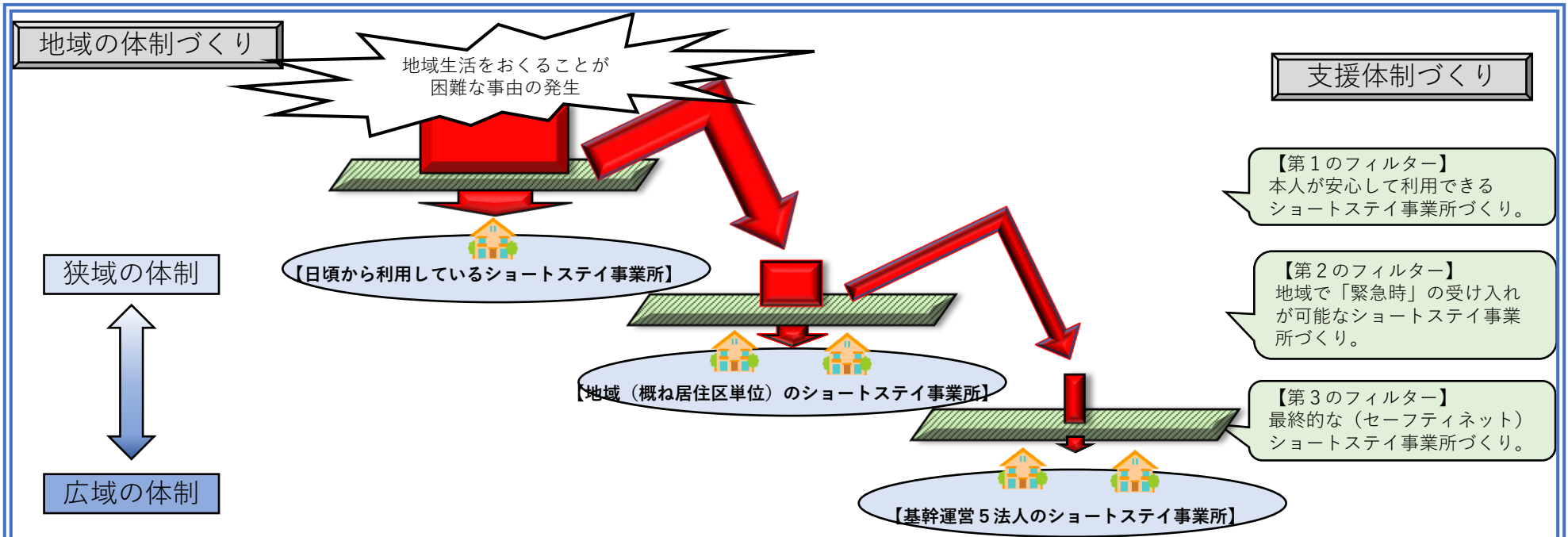
①浜松市内に住所がある者、②短期入所の支給決定を受けている者で、短期入所事業所と利用契約を締結している者、③その他、市長が認めた者。

【利用方法】

緊急時対応を利用しようとする者は、「登録書」（第1号様式）を障がい者基幹相談支援センターに提出する。

【登録事業所】（実施要綱 第5条2項一部改）

当該事業における緊急時対応を担う事業所であることを運営規程に明記し、浜松市に届出を行った事業所。登録事業所はその他関係機関と緊密な連携を図り、緊急時対応の円滑な実施に努めなければならない。



※「基幹運営5法人」とは、(福)小羊学園、(福)聖隷福祉事業団、(福)天竜厚生会、(医)好生会、(医社)至空会を指す。

浜松市障がい者緊急時対応事業

1. 「浜松市障がい者緊急時対応事業」の事業要綱制定

- 平成30年9月より「浜松市障がい者緊急時対応事業」を開始。事業要綱に基づき地域で生活をする障害者が地域生活の維持が困難となる緊急事由が発生した際に、当該障害者に対し迅速な対応が行える支援体制の構築を進めてきた。
- 令和2年4月の要綱改訂を行い、当該事業における対象者や相談支援専門員・基幹相談支援センターの役割・機能について整理を行った。

2. 緊急時の対応方法等を計画に盛り込んだ「登録書」の活用

- 緊急時における備えとリスクマネジメントの観点から、緊急時の対応方法等を計画に盛り込んだ「登録書」の作成を、相談支援機関・基幹相談との協働により作成する。登録書を作成することにより、緊急時が発生した際も支援者だけでなく、その家族等が登録書に記載されている計画に基づき一定の行動が行え、本人が安心して生活できる場のコーディネートが行うことができる。
- 相談支援専門員等に対し、養護者の入院や他界のリスクが高く、その際に頼れる親族も身近にいないケースの洗い出しを依頼。概算で浜松市全域での対象件数は600人にのぼるが、現在登録者数は15名であり、「登録書の提出」を促す仕組みが課題である。
- 今後、「登録書の提出」を促す仕組みとして「緊急時対応事業登録意向確認表」を活用し、対象ケースの把握を行い、登録書提出の促進を図る予定である。

3. 「登録事業所（短期入所事業所）」による体制整備

- 短期入所事業所を対象に「ネットワーク会議」を開催し、当該事業説明と登録事業所への協力依頼を行ったことで、障害者支援施設等を中心とした夜間でも職員配置が整っている事業所に関しては、事業所内での24時間の相談受付体制を整えていただき、「登録事業所」として**ほぼ100%の事業所に登録いただいた。**
- 特別養護老人ホーム等での共生型サービス（短期入所の受け入れ）での登録の整備を図り、登録事業所が少ない圏域における共生型の短期入所事業所の受け入れ体制が構築された。

4. 地域生活支援拠点等事業ネットワークの構築に関する協議会の開催

- 浜松市の社会福祉関連機関全体で地域生活支援拠点等事業に取り組めるよう、**関連の事業所が参加するネットワークのための会議を開催し、「浜松市障がい者緊急時対応事業」の理解と支援体制の構築に関する協議した。**今後は緊急時対応事業に協力いただける短期入所（登録事業所）を増やす取り組みと、障がいのある方の住まいの地域において短期入所利用ができる仕組み化に向けて具体的な議論を行うため、区社会福祉課や障害保健福祉課相談支援担当者・地域における障害のある方の支援関係者の参画をもって、**自立支援協議会で協議ができる場を設置する。**

浜松市障がい者緊急時対応事業の「登録事業所」一覧 ※令和3年2月1日現在

	地区	登録	施設名	主対象年齢	主障害	法人名
1	中区	○	障害者支援施設みるとす	成人	身体	社会福祉法人聖隷福祉事業団
2	中区	○	和合愛光園（共生型）	成人	（知的精神身体）	社会福祉法人聖隷福祉事業団
3	中区	○	城北の家（共生型）	成人	（知的精神身体）	社会福祉法人天竜厚生会
4	西区	○	光明学園	成人	知的	社会福祉法人菊水光明会
5	西区	○	コムニオ湖東	成人	知的	社会福祉法人ひかりの園
6	西区	○	あさぎり	児童	知的	社会福祉法人和光会
7	西区	○	四季の郷	成人	知的	社会福祉法人昴会
8	南区	○	はまかぜ	成人	精神	医療法人好生会
9	北区	○	浜松協働学舎根洗寮	成人	知的	社会福祉法人ひかりの園
10	北区	○	聖隷厚生園信生寮	成人	身体	社会福祉法人聖隷福祉事業団
11	北区	○	聖隷厚生園讃栄寮	成人	知的・精神	社会福祉法人聖隷福祉事業団
12	北区	○	三方原スクエア児童部	児童・成人	知的	社会福祉法人小羊学園
13	北区	○	だんだん	成人	精神	医療法人社団至空会
14	浜北区	○	独立行政法人国立病院機構天竜病院	児童	身体・知的（医療型）	独立行政法人国立病院機構天竜病院
15	浜北区	○	支援センターわかぎ	成人	知的	社会福祉法人小羊学園
16	浜北区	○	浜名	成人	身体	社会福祉法人天竜厚生会
17	浜北区	○	あかいし学園	成人	知的	社会福祉法人天竜厚生会
18	浜北区	○	浜北学苑	成人	身体	社会福祉法人天竜厚生会
19	浜北区	○	厚生寮	成人	身体	社会福祉法人天竜厚生会
20	浜北区	○	しんぱらの家（共生型）	成人	知的精神身体	社会福祉法人天竜厚生会
21	浜北区	○	浜北愛光園（共生型）	成人	知的精神身体	社会福祉法人聖隷福祉事業団
22	天竜区	○	赤松寮	成人	知的	社会福祉法人天竜厚生会
23	天竜区	○	赤石寮	成人	知的	社会福祉法人天竜厚生会
24	天竜区	○	美浜	成人	知的	社会福祉法人天竜厚生会

地域生活支援拠点等事業ネットワークの構築に関する協議会の開催

実施内容

- 緊急時対応事業に関する支援体制についての協議の場として「ネットワーク会議」を開催。（3年間で8回）
- 1年目は事業の周知・協力を目的に、開催。登録事業所（短期入所）の体制整備を構築することができた。
 - 2年目は緊急時が発生した際の、支援体制の在り方について検討。地域全体でかつ障害のある方が適切に短期入所が利用できる環境が体制として構築できるよう、概ね居住区での受け入れ体制や、障害特性に合わせた事業所での受け入れ体制の在り方など、協議した。
 - 3年目としては緊急時対応事業の分析・評価を図り、実際の支援連携の在り方、セーフティネット機能についての支援体制について協議を行い、登録書を原則とした支援体制が図れるよう協議をした。
- 第6期浜松市障がい福祉実施計画において地域生活拠点事業の内容について自立支援協議会での検証および、検討していくことも明記されており
2021年度以降においては自立支援協議会において協議の場を設定していく。

開催日	対象機関	協議内容	参加人数
平成30年8月10日 第1回ネットワーク会議	基幹相談 運営5法人	「浜松市障がい者緊急時対応事業要綱」の説明	25名
平成30年8月21日 第2回支援ネットワーク会議	相談支援事業所 短期入所事業所	事業説明・登録書作成の説明・登録事業所への打診	46名
平成30年11月21日 第3回ネットワーク会議	短期入所事業所	事業説明登録事業所への協力・意見交換	25名
令和元年10月30日 第1回ネットワーク会議	相談支援事業所 短期入所事業所	輪番制・エリアでの受け入れや障がい類型に基づく受け入れ体制の協議 支援事例から相談支援と受け入れ事業所の連携について 意見交換	31名
令和2年2月第 2回ネットワーク会議	基幹相談 運営5法人	受け入れ困難なケースセーフティネットに関する体制についての協議 事業に関する意見から事業要綱の改訂について協議検討	45名
令和2年度8月 第1回ネットワーク会議	基幹相談 運営5法人	事業要綱の改訂についての説明 緊急時対応事業の実績からの課題分析事業評価 登録者促進についての意見交換	25名
令和3年2月10日 第2回ネットワーク会議	基幹相談 運営5法人	登録促進に関する体制について 措置・緊急対応についての棲み分けについて 次年度の協議体制について	15名 (予定)

浜松市障がい者緊急時対応事業実績

浜松市障がい者緊急時対応事業実績からの課題

【実績からの現状と課題】

- 原則、登録書の提出が必要な事業であるが、登録書の提出がないケースの緊急対応依頼が約90%を占めている。緊急時の備えができるように登録書の提出を促進し、登録者数を増やす取り組みが必要である。
- 登録事業所（短期入所）の整備は一定数されているが、実績として受け入れ対応をした事業所が登録事業所25事業所中、12事業所であり偏りがみられている。受け入れ対応をしない事業所もみられている現状であるため、全登録事業所が支援をするネットワーク体制を整備していく必要がある。
- 緊急時において、自宅での見守り支援や居宅介護の支援によって、在宅生活が継続できるケースも見られており、緊急時における在宅支援の体制も必要である。。

《登録者件数と対応実績》（令和3年1月時点）

I 登録者数	15名
II 緊急対応支援者数	31名
うち登録者対応数	2名
III 時間外対応件数	11件
IV 緊急対応相談件数	121件

《緊急時対応事業登録事業所数》（令和3年1月時点）

登録事業所	25事業所
入所型短期入所事業所	18事業所
高齢者系施設併設短期入所	4事業所
グループホーム併設短期入所	1事業所
医療型短期入所事業所	2事業所

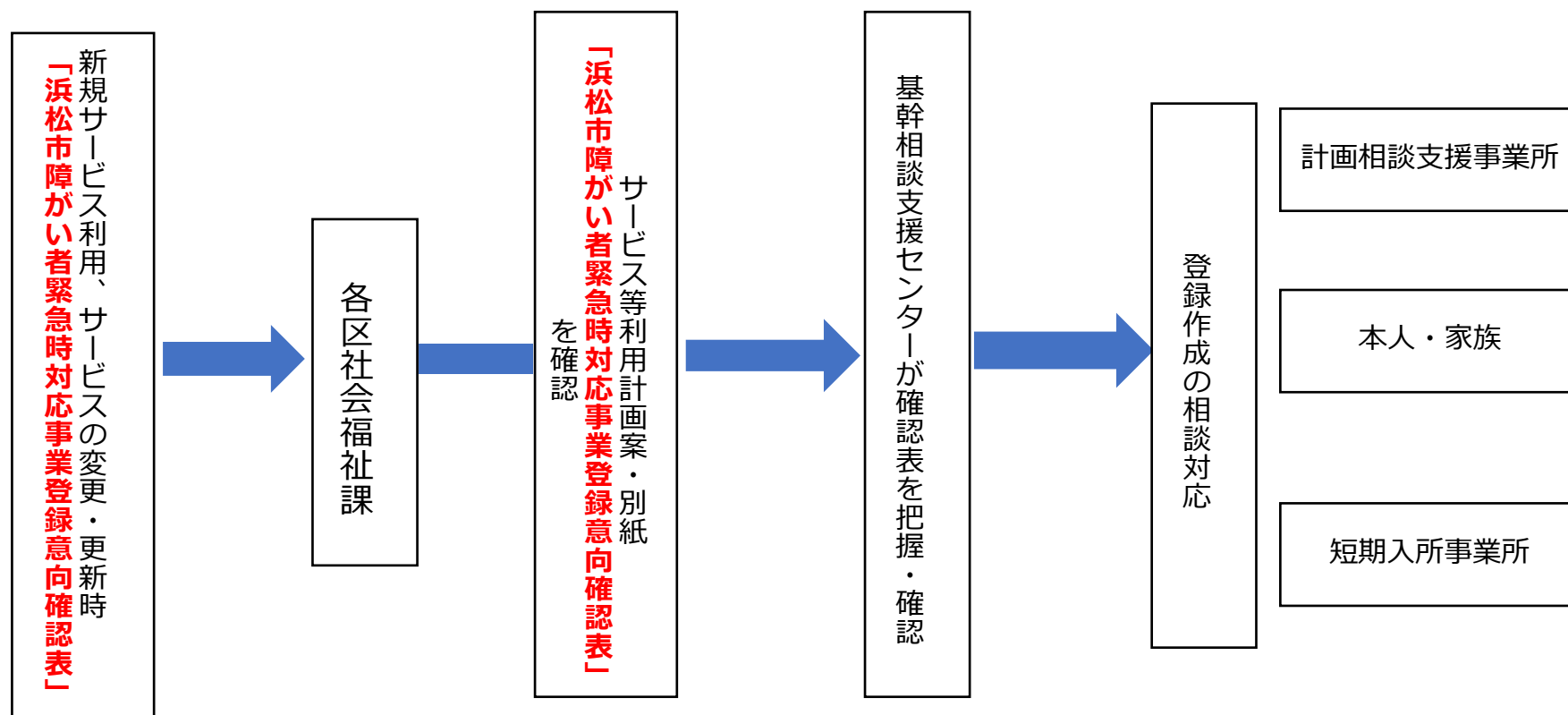
《今後の方針取り組みについて》

- 登録書の利用促進のための取り組みとして「緊急時時対応事業登録意向確認表」を活用して対象ケースの把握を行い、登録書作成の働きかけを行う。
- 緊急時において本人の選択肢が短期入所だけでなく、より在宅を基盤とした安心した生活を過ごすことができるよう、「緊急時」における居宅介護事業所の役割を明確にするため関係機関と協議する。

浜松市障がい者緊急時対応事業利用者登録の課題について

「提案内容」

- 計画相談支援事業所が緊急時の備えとリスクマネジメントの視点を持つことを目的に、新規サービス利用や利用サービスの変更・更新時に緊急対応事業への登録が必要か意向確認を行う為、「浜松市障がい者緊急時対応事業登録意向確認表」の提出を求める。
- 各区に提出された「浜松市障がい者緊急時対応事業登録意向確認表」を各区社会福祉課から基幹相談支援センターに提出していただき、基幹相談支援センターが優先度の高いケースを把握し、概ね一年以内に登録が完了できるように働き掛けを行う。



⑨相談・コーディネート体制の確立に関する 取り組み

24時間・365日の相談コーディネート体制について

実施内容

○24時間365日の相談体制として障がい者相談支援センター・相談支援事業所（計画相談）と協働して、「**緊急時対応事業の登録書**」において**緊急時の相談先・支援コーディネート内容を設定して登録書にて共有する体制**を構築し、現在15名が登録している。

○登録者においては**夜間・緊急時専用ダイヤルをお伝えし**、24時間365日相談対応ができる体制を構築した。

緊急時対応事業 登録までの流れ【相談支援事業所版】

※注1）計画相談様式別紙1（基本情報）、別紙2（週間計画）、別紙3（ADL）

※注2）Step 3は本人等の状況によって必ずしも必要としない。

Step 1

【登録の相談】

- ・相談支援事業所は基幹相談へ登録の相談を行う。



Step 2

【登録書案の作成】

- ・相談支援事業所は本人・家族とともに「登録書案」の作成を行い、添付資料※注1）と合わせて基幹相談へ提出する。
- ※案作成時は必ずしも同意欄の署名は必要としない。
- ・基幹相談は自宅もしくは通所先等で本人の様子を確認する。



Step 3

※注2）

【体制整備の検討】

- ・相談支援事業所は基幹相談と共同し、「緊急時」が発生しないための体制整備を検討する。
- 例）短期入所未支給者に対するアプローチ など



Step 4

【登録書の作成】

- ・相談支援事業所は「登録書案」を再作成し、家族同意を得て、基幹相談に提出する。
- ※登録書案の基幹相談連絡先は空欄のまま提出する。



Step 5

【登録書（写）の返却】

- ・基幹相談は、相談支援事業所から提出された登録書に、登録者のみに伝える「緊急時対応事業用連絡先」を記入し、登録書（写）を相談支援事業所へ返却する。



Step 6

【登録完了】

- ・相談支援事業所は、返却された登録書（写）を家族等へ提出する。
- ・基幹相談は登録書（原紙）を浜松市へ提出する。
- ・登録書は浜松市への提出をもって登録完了となる。

⑩浜松市障がい者自立支援協議会の運営に 関する取り組み

浜松市障がい者自立支援協議会への運営協力

浜松市障がい者自立支援協議会あり方検討会の設置と検討

あり方検討会設置に向けてむけて実施した「自立支援協議会に関するアンケート」（浜松市）概要

○平成30年度の各区自立支援連絡会事務局（区社会福祉課含む）、各区連絡会構成員を対象にアンケートを実施。（R30.9障害福祉課により実施）
（回答数 166/285 58.2%）

【各区事務局の回答より一部抜粋】

- ・市協議会と区連絡会の連動がない。フィードバックがされない。
- ・課題に対して一緒に取り組む姿勢がほしい。
- ・施策協へつながる体制が必要
- ・協議会の本体が必要
- ・各会議の情報共有ができる仕組みが必要
- ・基幹相談支援センターを市協議会事務局にするべき
- ・協議会で目指すものが不明確
- ・区連絡会が協議が出来る体制にない

【各区連絡会構成員の回答より一部抜粋】

- ・連絡会が報告のみの場になっている
- ・事業所の困難さを訴える場になっており、区の課題が協議できない
- ・他区の取り組みが見えない
- ・地域課題の解決が具体的に見えない
- ・市と区が連携し、報告だけではなく、課題に具体的に取り組める体制
- ・成功事例の積み上げが出来る体制
- ・市から区、区から事業所へのフィードバックができる体制

浜松市障がい者自立支援協議会あり方検討会の設置と検討

浜松市障がい者自立支援協議会あり方検討会

- 設置年月：平成30年9月～平成30年12月
- 目的：浜松市障がい者自立支援協議会の課題・体制・運営に関する協議を行い、新体制の提案を行う
- 構成員：学識経験者、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関、行政職員（12名）

協議内容キーワード（一部抜粋）



【官民共同での協議会運営】

- ☐ 基幹相談支援センター、行政で協議会事務局を担う
- ☐ 企画会議にて交通整理



【施策協との連動】

- ☐ 必要に応じて施策提言をしていく



【協議会本体（全体会）の設置】

- ☐ 自立支援協議会としての決定の場
- ☐ 地域課題解決に向けた協議
- ☐ 専門部会や各エリア連絡会に対する意見



【情報の共有】

- ☐ 協議会・連絡会の情報の共有
- ☐ 他区からの取り組みから「ノウハウ」を蓄積・共有
- ☐ 結論はもちろん検討経過も含め情報発信・共有



【専門部会の柔軟な運営】

- ☐ 大枠で固定の部会を設置（当面3部会）
- ☐ その時々には挙げられた課題に対して必要に応じてワーキンググループを設置。
- ☐ ワーキンググループは到達点を明確にし、一定期間の中で、提言や取り組みを実施。
- ☐ 検討の経過も含め、エリア連絡会へ情報発信



【各連絡会ごとのネットワークづくりの重要性】

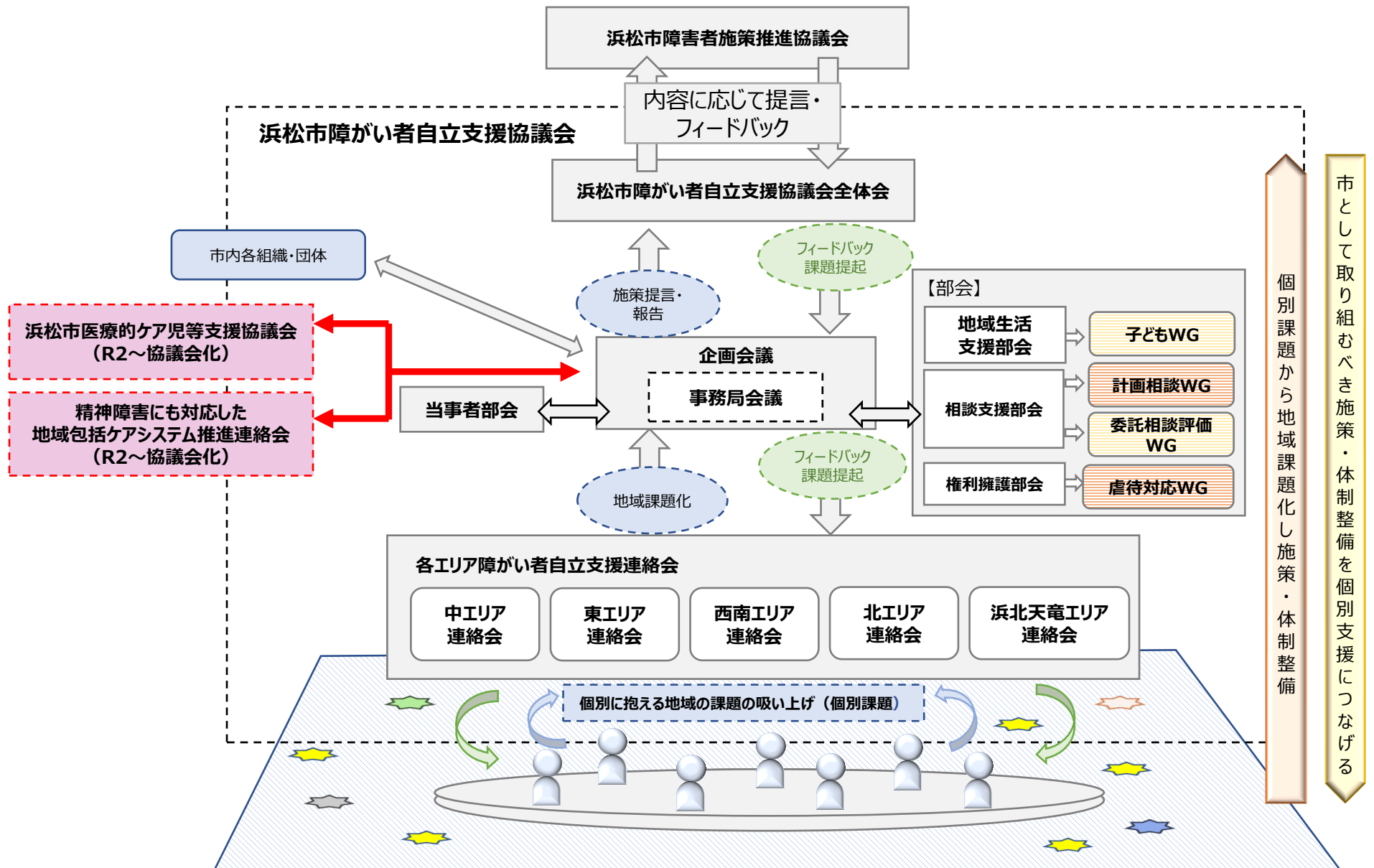
- ☐ ネットワークの中での課題への取り組み
- ☐ ノウハウの共有・蓄積



【各連絡会の共通する視点・取り組み】

- ☐ 当事者・家族からの意見を聞く場・協議をする場の設置

現：浜松市障がい者自立支援協議会の体制（イメージ）



支援の土台となるネットワークづくり（障害分野に限らず、児童・高齢・生活困窮・CSW・住民）

権利擁護部会（虐待対応ワーキング）

実施内容

○ワーキングテーマ

虐待対応に関する行政・相談支援事業所等の共通理解の構築
そのための養護者虐待における行政担当者・地域相談支援機関共通の手引書の作成

○目的

- ・H24年10月より障害者虐待防止法が施行され、約8年が経過しようとしている。法に基づき対応されてきたが、**平成30年度に基幹相談により実施したアンケート。浜松市における虐待防止施策についての課題検討**からも多くの課題の蓄積があることがわかった。
- ・行政と地域相談支援機関が協同してワーキングを開催し、虐待対応に関する相互の視点を共有し、共通理解を図りながら、課題の整理と対応方法について検証を行い、新たな虐待対応の体制について検討する。
- ・今回のワーキングにおいては、養護者虐待における対応についてを検討し、スキームの改変を含む行政、地域相談支援機関共通の手引書の作成を目指す。
- ・虐待事案は長期に亘る継続した支援が必要となる場合があるため、人事異動等により担当者が替わった場合でも、各事案への支援が滞らない研修体制も含めた仕組みの構築を検討する。

○開催時期

令和2年9月～現在（計4回開催）

○ワーキングメンバー

浜松市中障がい者相談支援センター 藤川 晴海センター長
浜松市東障がい者相談センター 平野 明臣 相談員
中区社会福祉課障害福祉第二G 飯塚 康敬G長
浜松市障害保健福祉課政策調整G 橋本 啓司G長

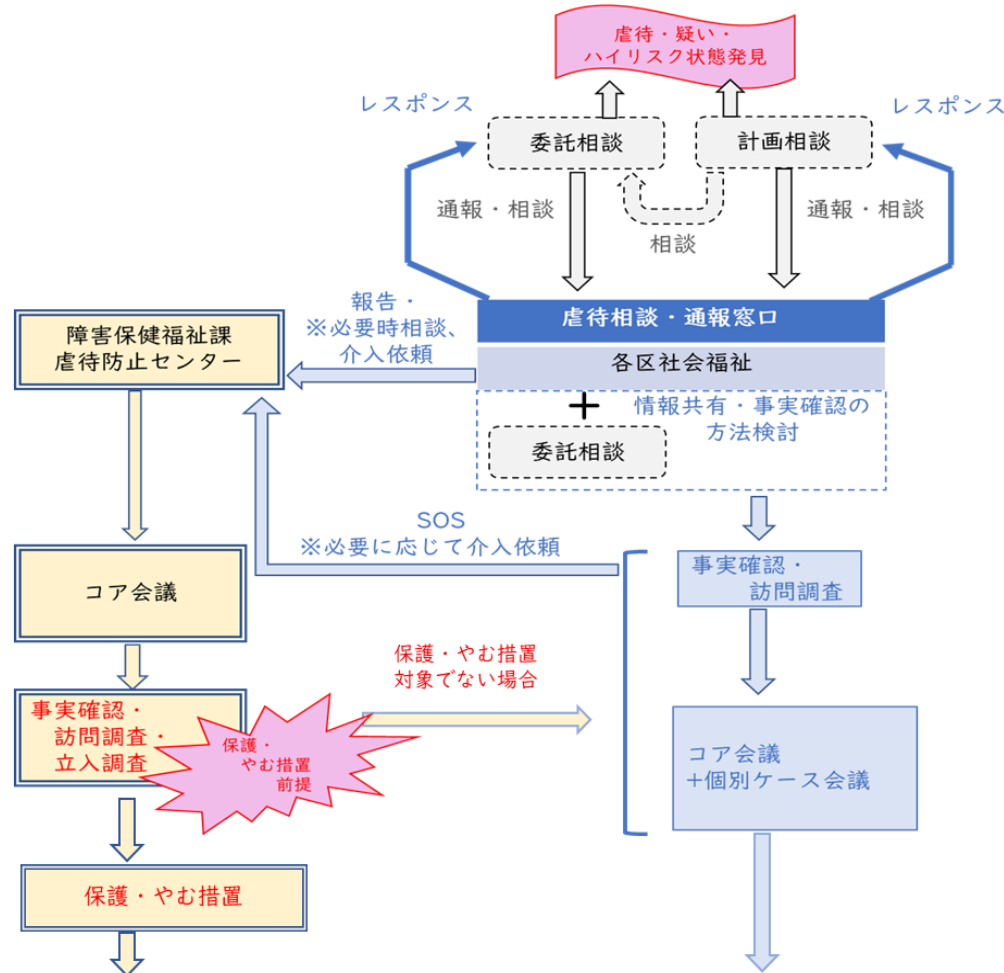
浜松市西南障がい者相談支援センター 後藤翔一朗センター長
浜松市障がい者基幹相談支援センター 山下 由佳 岸 直樹
南区社会福祉課障害福祉G 内藤 淳 G長

現在の取り組み【養護者虐待対応におけるスキームの検討】

- H30年度に議論された課題、提案事項を含め、ワーキンググループメンバーの現在の実務上で感じている課題やあるべきスキームの流れや必要な視点等について議論している。

現在までに議論されたスキーム（案）発生前～通報・相談～初動まで

緊急一時保護・やむ措置を前提として緊急性を求められるケース



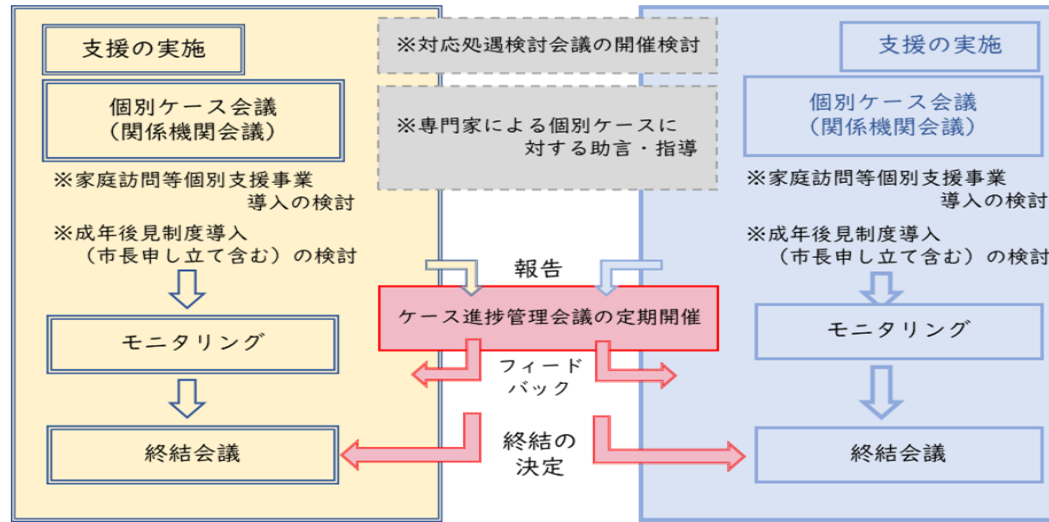
ポイント

- **虐待を未然に防ぐ、権利擁護の視点**
虐待のリスク、疑いがあるケースについて計画相談から委託相談へ相談。虐待を未然に防ぐための支援を行う。
- **通報相談窓口の一本化**
区社会福祉課に窓口の一本化（あくまで相談支援機関について）身近な窓口での受付によりその後の連携の取りやすさ、役割の見えやすさにつながる
- **保護、やむ措置が必要なケースは本課主導**
緊急性が想定されるケースは本課が主導となり対応。
- **委託相談と区社会福祉課との連携、情報共有の強化**
 - ・通報・相談後の情報共有、事実確認の方法などをスピード感が損なわれない限り、区と委託相談で検討を行う。
 - ・コア会議にも委託相談がスピード感を損なわない限り参画。支援機関の中核となる機関と早期の支援の方向性を組み立てる

今後予定している 養護者虐待対応におけるスキームの検討案

今後検討予定のスキーム（案）支援の実施～モニタリング～終結

緊急一時保護・やむ措置を前提として緊急性を求められるケース



緊急的な保護や措置の必要性はないが対応として必要なケース

□「支援の開始」～「虐待対応としての終結」まで**官民共同で進捗管理**を行うことで、「いつの間にか行政のかかわりが終わっている」「地域の支援機関だけで抱える形になっている」状態を無くしていく。

□法の大きな目的でもある養護者支援の重要な役割を担う家庭訪問等個別支援事業の運用についても検討を行っていく。

今後の予定（案）

R2年度	R3年上半期	R3年下半期	R4年度～
新スキーム（案）完成	新スキームの「ハイリスクケースの把握～初動～支援の実施前まで」の視点・具体的運用上のルール、実行するためのツールの作成	- 新スキームの「ハイリスクケースの把握～初動～支援の実施前まで」を実際に運用 「支援の開始」～「虐待対応としての終結まで」の視点・具体的運用上のルール、実行するためのツールの作成	- 手引書完成運用開始 - 新スキーム（全て）運用開始
	- 家庭訪問等個別支援事業の運用検討 - 手引書掲載内容の検討	- 家庭訪問等個別支援事業の運用検討 - 手引書掲載内容の検討	

相談支援部会（委託相談評価ワーキング）①

背景

- 令和2年度に浜松市障がい者相談支援事業（委託相談）の再編により浜松市を5つのエリアに分け、各エリアに障がい者相談支援センター（委託相談）が設置された。
- 委託相談が各エリアの障がい者支援に責任を持って取り組み、地域の機能が強化されることで地域の支援体制の充実が図られていくことが期待される。
- 各センターは担当エリアの障がい者支援において地域の支援体制強化の観点から連携強化や体制構築など多岐にわたり、今まで以上の機能の充実が求められている。

実施内容

- ワーキングテーマ
委託相談の質の評価と機能強化のための指標づくり
- 目的
浜松市の相談支援や障がい者支援において委託相談に必要な機能を定期的に見直し、機能強化と標準化を図ることをねらいとして評価目的や方法など検討する。また、委託相談の再編による効果や課題についても併せて検討し今後の相談支援体制構築に活かしていく。
- 開催時期
令和2年8月～
- ワーキングメンバー
三嶋真実（浜松市東障がい者相談支援センター）、大柳豆勇太（浜松市浜北・天竜障がい者相談支援センター）、飯塚玲子（相談支援事業所アグネス）、岸直樹（浜松市障がい者基幹相談支援センター）、山下由佳（浜松市障がい者基幹相談支援センター）、事務局（浜松市障害保健福祉課）

相談支援部会（委託相談評価ワーキング）②

評価の活用

- 委託相談が自らの取り組みや体制を振り返る機会とすることにより、委託相談に必要な機能や取り組みを自ら考え、実践につなげていく。
- 委託相談が庁舎内に入ったことや2つの区をまとめたことなども含めた、委託再編の効果と検証に活かす。
- 委託再編後、新たに求められる役割が増えている状況にあるため、重点的に取り組むべきことを明確化し取り組みできるようにしていく。
- 3層の相談支援体制について、委託相談の機能・役割を示して委託相談と計画相談の連携強化を図り相談支援体制を充実させる。
- 委託相談の機能の明確化を図り人員配置やエリアの考え方など次期の委託契約の仕様書作成時の参考とする。

評価方法（案）

- 障がい者相談支援センター（委託相談）の機能やあり方を見直す機会とするため、結果に至るまでの取り組みの過程にどのような意義があるかに重点を置きセンターごとに評価。
- 評価として明確に示すことでセンターごとの特色や改善すべき点が把握できるよう評価項目ごとの点数化を検討する。

相談支援部会（委託相談評価ワーキング）③

評価項目	着眼点
1.地域の捉え方・地域づくり	■ 障がい者相談支援センター（委託相談）の周知及び役割の明確化について、関係機関のみならず地域住民まで視野に入れた取り組みがされているか。 ■ 障害福祉サービスに限らず、地域の社会資源を把握しているか。 ■ 第4次浜松市地域福祉計画の『地域福祉の圏域』を意識しながら、地域づくりや地域課題の抽出ができていないか。
2.自立支援協議会・エリア連絡会	■ 自立支援協議会・エリア連絡会の役割の理解と連続性を持たせた会議運営をしているか。 ■ 課題検討の過程の明確化と活用がされているか。 ■ 関係機関同士の支援に活かせるネットワークづくりがされているか。 ■ エリア内関係機関が参加しやすい研修会の開催をしているか。
3.発見・介入機能	■ 障がい者相談支援センター（委託相談）の周知を工夫し、相談につながりにくい人のニーズを地域の関係機関と連携して捉える体制が構築されているか。 ■ 本人同意が取れていないケースの介入など、多様な相談者からの新規相談を積極的に受け入れ、委託相談として受け止める体制ができていないか。 ■ ケースワークにおいて支援が途切れたまま放置をせず、ケースを保留・終了する際にはその理由・目的を検討し、支援を再開するときの目途について見通しを持っているか。
4.コーディネート機能	■ 世帯で支援が必要なケースなどにおいて、支援機関のコーディネートがされているか。 ■ 地域づくりとして地域と支援機関及び支援機関同士をつなぐ機能強化の取り組みがされているか。
5.権利擁護	■ 自事業所として権利擁護の知識・視点を持ち支援をすることに留まらず、機能強化の取り組みとして、エリア内関係機関ともその視点を共有、支援に結び付けていく為の取り組みをしているか。
6.専門性・見立て	■ 委託相談としての専門性の確立に向けたケースワーク、ソーシャルワークを行う視点についての整理と評価。
7.新たに求められている役割	■ 新たな役割による業務量の変化と対応状況についての課題と評価。 ■ 委託相談としての役割を認識して取り組みがされているか。
8.センターの運営に関すること	■ 共同企業体での実施における障がい者相談支援センター（委託相談）運営の課題と評価。

相談支援部会（計画相談ワーキング）

背景

- 平成18年に障害者自立支援法が施行され、計画相談事業者による「サービス利用計画策定支援」が法に明記された。その後、平成24年に障害者総合支援法が成立する法整備の過程で、相談支援体制の強化が謳われ、相談支援の充実と支給決定プロセスの見直し等が図られた。
- 浜松市においても、第2次浜松市障がい者計画（平成25年度から平成29年度）のなかで「**平成27年度末までにすべての障がい福祉サービス利用者を（サービス等利用計画の）対象とする**」ことを目標に掲げ、**計画相談等の体制整備が急ピッチ**に進められた。
- 量的な体制整備が進められた課程のなかで、現在では一人の相談支援専門員が多くのケースを担当し、その業務負担が大きくなることで必ずしも十分な相談支援が行えていない等の課題や、**障害福祉サービスを直ぐに利用したい希望や必要性があっても相談支援事業所が対応できない「計画難民」の増加に直面している。**
- 令和元年10月に開催された浜松市障がい者自立支援協議会調整会議（当時）においても、**南区障がい者自立支援連絡会（当時）**より、「計画相談事業所の対応力・支援力の向上を目的に南区内での体制づくりを行っているものの、計画相談事業所が見つかりにくく、すぐにサービス利用の導入ができないケースが増えている。新規の受け入れ先の絶対数が足りていないことも考えられ、浜松市障がい者自立支援協議会として**実態調査を含めた検討**はできないか。さらには**セルフプランの実施も視野に検討**することはできないか」という提案がなされた。

実施内容

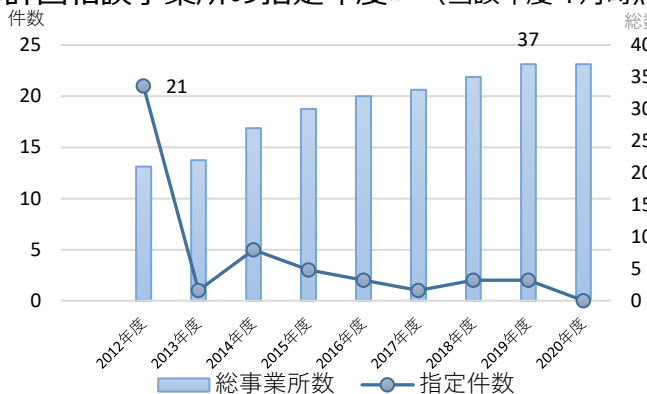
- ワーキングテーマ
計画相談・障害児相談の現状把握と体制整備・仕組みづくりに関する検討
- 目的
 - ・平成24年に障害者自立支援法が改正され、サービス等利用計画作成対象者が拡大されたことにより計画相談・障害児相談に対応する事業所や相談支援専門員数は一時的な増加がみられた。しかし、慢性的な相談支援専門員の不足から対象者が障害福祉サービスを直ぐに使いたい希望や必要性があっても計画相談・障害児相談事業所が対応できない「計画難民」の増加がみられる。
 - ・さらに計画相談・障害児相談の現場において、サービス利用者や保護者、サービス事業所の意向によりサービス内容や量が決められ、ケースアセスメントが不足している事例が増えており、相談支援専門員の質も課題となっている。
 - ・このことから、計画相談・障害児相談やサービス利用の現状、相談支援専門員の困り感を**実態調査等により把握することで、相談支援専門員の質の向上、体制整備・仕組みづくりについて検討し、報告書として取りまとめる。**
- 開催時期
令和2年4月23日から7月20日（計4回）
- ワーキングメンバー
鈴木宏幸（相談支援事業所まど 相談支援専門員）、玉木祐次郎（浜松市東障がい者相談支援センター センター長）、永田貴裕（浜松市障がい者基幹相談支援センター 相談員）、紅谷あゆ香（浜松市中障がい者相談支援センター 相談員）、松井亮（浜松市障がい者基幹相談支援センター 相談員）、事務局（浜松市障害保健福祉課）
計5名、五十音順・敬称略

実態調査概要

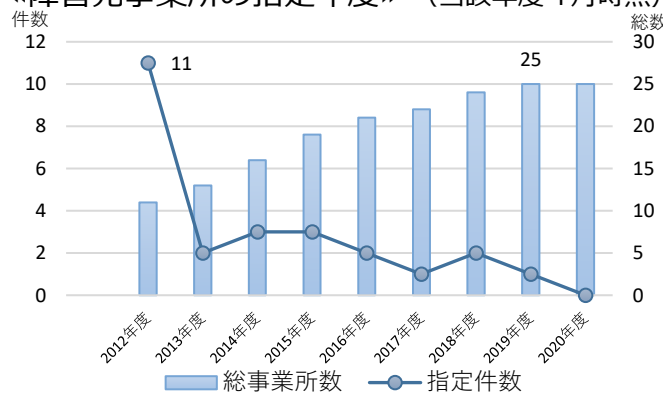
- 【対象】
 ○浜松市内の計画相談事業所、障害児相談事業所、地域移行・地域定着事業所、またそれら事業所に従事する相談支援専門員
- 【回収数】
 ○事業所調査：38件（回収率100%）、相談支援専門員調査：96件（回収率91%）
- 【調査期間・調査方法】
 ○令和2年5月18日（月）から令和2年6月5日（金） 調査票をメールにて配信、回収

【実態調査結果（概要）】

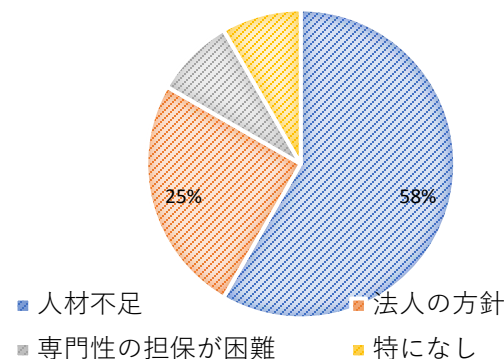
「計画相談事業所の指定年度」（当該年度4月時点）



「障害児事業所の指定年度」（当該年度4月時点）



「障害児事業指定を行わない理由」（n=12）



「相談支援専門員一人当たりの担当ケース数」（n=105）
 （令和2年5月1日現在）

	件数	割合
50ケース未満	18	17%
50～100ケース	43	41%
101～150ケース	18	17%
151～200ケース	10	10%
201～250ケース	4	4%
251ケース以上	2	2%
無回答	10	10%
合計	105	100%

「相談支援専門員の配置人数」（当該年度4月時点）

年度	実人数	常勤換算		
		計画	障害児	計
2017年度	86	51.6	26.7	78.3
2018年度	94	52.6	28.5	81.1
2019年度	112	51.4	34.3	85.7
2020年度	107	56.4	31.2	87.6

《契約者数》（令和2年5月1日現在）

	件数	割合
計画相談	5,473	58%
障害児相談	3,922	41%
地域移行・地域定着	97	1%
合計	9,492	100%

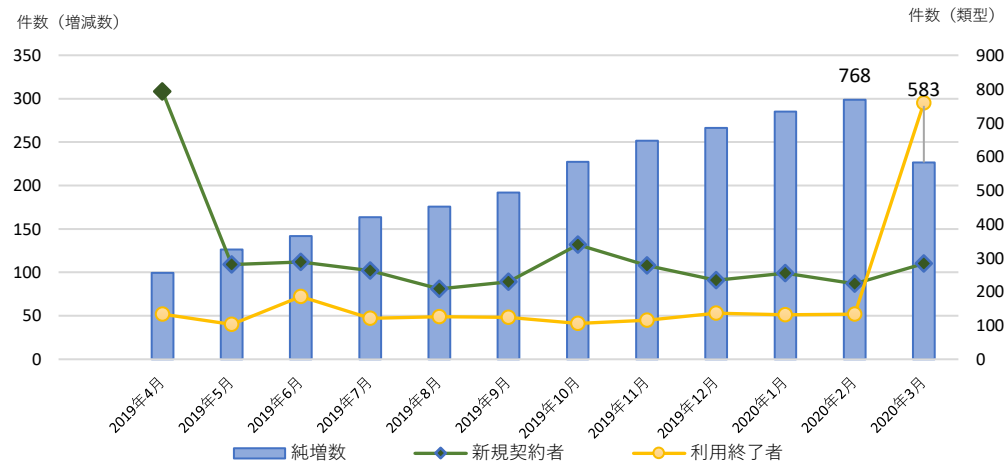
《モニタリング頻度》（令和2年5月1日現在）

	件数	割合
毎月	5,473	7%
2ヶ月ごと	3,922	1%
3ヶ月ごと	1,917	20%
半年ごと	6,548	70%
その他	187	2%
合計	9,395	100%

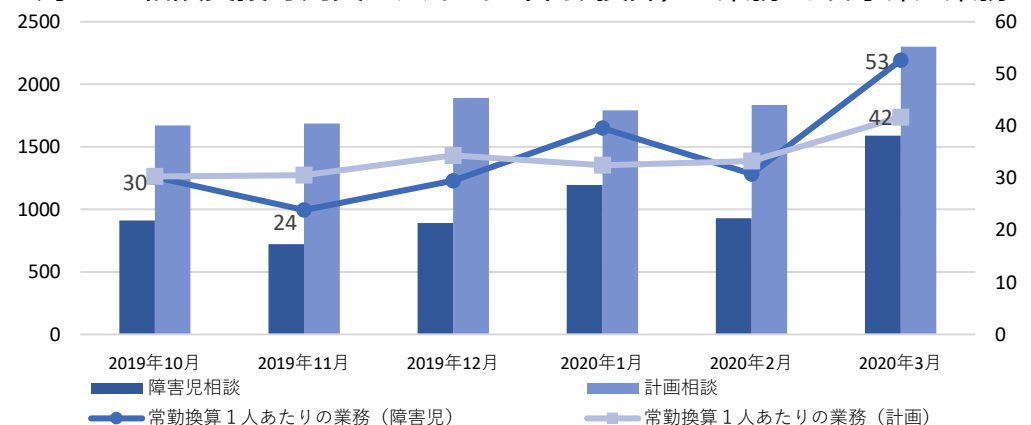
《契約者の支給決定地と担当事業所の所在区別内訳》（令和2年5月1日現在）

契約者の 支給決定地	事業所の所在地							計
	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	
中区	972	50	317	230	463	459	0	2,491
東区	114	96	41	247	368	531	0	1,397
西区	87	1	692	59	120	95	0	1,054
南区	264	7	103	341	108	196	0	1,019
北区	153	10	224	17	715	180	0	1,299
浜北区	50	11	30	16	109	1,057	0	1,273
天竜区	3	3	4	1	14	268	0	293
市外	38	8	44	62	102	315	0	569
合計	1,681	186	1,455	973	1,999	3,101	0	9,395

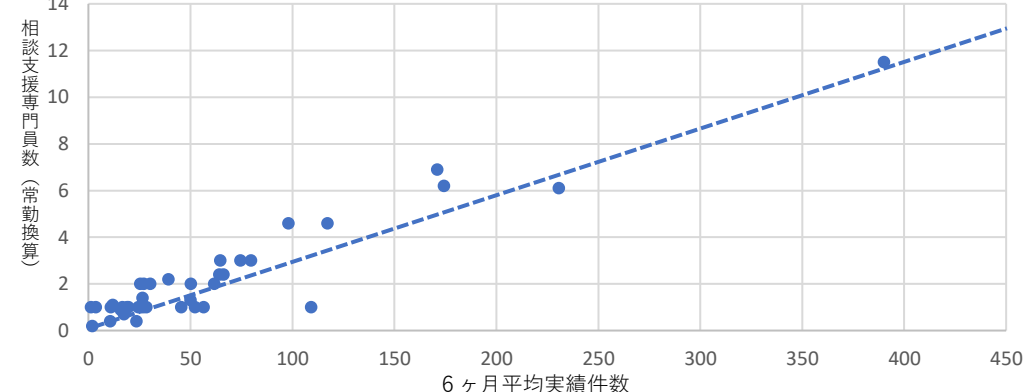
《契約者の推移》（当該月1日）



《月ごとの相談支援専門員一人あたり（常勤換算）の業務と、各事業の業務》



《各事業所における配置相談員数と実績数》（令和2年5月1日現在）



72

「基本相談について感じていること・困っていること（一部抜粋）」

1	通院同行や、年金・手帳交付等の手続きを委託相談に依頼をしたいが、 <u>どう依頼すれば良いかわからない。</u>
2	<u>相談支援専門員が見立てをもって</u> 、役割分担のなかで委託相談に <u>支援介入依頼</u> を行うと良いのではないか。
3	<u>障害年金や成年後見制度の申請等、必要書類を揃える手間がかかる</u> が収入に結びつかない。 <u>基本相談を丁寧に実施すれば</u> するほど、計画相談の <u>契約数を増やすことができない。</u>
4	<u>相談支援専門員によって基本相談の考え方にギャップがある</u> ように感じる。結果、利用者や家族・サービス事業所も対応の仕方の違いに混乱が生じるのではないか。
5	利用希望者の住所地とサービス事業所が同一区域ではない場合が多く、送迎などに問題がありサービス調整に結びつかない。

「相談業務のなかで困っていること・あれば良いと思うこと（一部抜粋）」

困っていること	
1	<u>事業所から遠方の行政区に住むケース</u> については、日程調整が難しく、訪問頻度も少なくなってしまう。
2	計画作成依頼や問い合わせが多々あるが、相談業務の質や一人で対応できる範囲を考えると、受け入れを慎重に成らざるを得ない。
3	特に児童の場合、 <u>家族が障害児通所事業所と既に契約を結んだ段階で計画作成依頼をする場合が多く、必要以上のサービス支給になっていることがある。</u>
4	<u>サービス利用ありきの計画書</u> になっている。自身の相談技法やケース対応の検証をする機会がない
5	3カ月や半年ごとのモニタリングでは利用者の変化をとらえることが難しく、本来であれば訪問頻度を高めていきたいが、1カ月の対応件数の上限もあるため、安易に増加させることができない。
6	委託相談と計画相談が協働して利用者支援に入るケースが少ないように感じる。サービス利用後も <u>支援の内容を整理し、分担することで、本人を支えやすいチームができる</u> と感じる。
あれば良いと思うこと	
1	児童は3月に更新が集中するため、 <u>誕生日月に更新月を変えるなど、年間通してバランスよく対応できると良い。</u>
2	<u>サービス事業所の空き状況</u> がわかるデータベースがあると良い。
3	<u>本人のエンパワメントの観点から導入は限定的としながらも、条件が揃った方についてはセルフプランの導入が必要</u> であると思う。

「事業所として困っていること（一部抜粋）」

1	相談支援事業は <u>単独では採算が合わなく、人材確保が難しい。</u>
2	相談支援専門員を増員したいが、専門性を養い業務を行うには時間がかかる。

浜松市障がい者自立支援協議会 相談支援部会計画相談ワーキング報告書（ポイント）

1. 計画相談・障害児相談事業所と委託相談との連携強化に関する提案

- 計画相談の基本相談支援と委託相談との業務連携を、自立支援協議会エリア連絡会等の場等を活用し協議するのはどうか。
- 委託相談員が、支援介入する際には、計画相談事業所が作成するサービス等利用計画書にその役割を明記し、お互いの役割を明確にしたうえで、本人・家族への見える化を図ることが重要。

2. 障害児サービスの支給決定更新月を誕生日月へ移行に関する提案

- 18歳未満のサービス支給決定者について、18歳以上のサービス支給決定者同様に誕生日月更新へ変更する必要がある。

3. 計画相談・障害児相談事業所の数、及び相談支援専門員の人数（実人数、常勤換算）の把握に関する提案

- 浜松市は計画相談・障害児相談事業所の数、及び相談支援専門員の人数（実人数、常勤換算）の把握を行い、その数の拡充に係る取り組みを行う必要がある。
- 本ワーキングで実施した実態調査を一部簡素化し、定期的なデータの蓄積を行い、本報告書での提案内容の効果測定を行うことが必要である。

4. 新たな相談機能付き計画（プラン）「（仮称）サポートプラン」の導入に関する提案

- 障がい者（または保護者）のエンパワメントの観点から、セルフプラン（ファミリープラン）に代わる相談機能を有した新たな計画（プラン）「（仮称）サポートプラン」の導入を提案する。
- （仮称）サポートプランの導入にあたっては、その条件を明確化し、委託相談等がその作成業務のフォローを行うことで、セルフプランに欠ける「相談機能」を有した新たな計画として、計画相談・障害児相談事業所の役割を補填することに期待する。

5. 障害福祉サービスの利用日数適正化を図るための仕組みづくりに関する提案

- 新規サービス利用希望者は、一部条件を課したうえで委託相談が支援介入し、アセスメントを行うことで、サービス利用日数の適正化を図る仕組みを創設するのはどうか。
- その際には、圏域内の地域性を加味し、把握した地域課題をエリア障がい者自立支援連絡会と協働し、社会資源の開発につなげることに期待する。
- さらには委託相談がアセスメントを行うことで、本人・保護者の希望を前提としたサポートプラン（提案4）についてもスクリーニングを図ることができる。

6. 新規ワーキンググループの創設に関する提案

- 提案4・5についての仕組み化に向けて具体的な議論を行うため、区社会福祉課や障害保健福祉課相談支援担当者の参画をもって新規ワーキンググループの立ち上げを行うこと。
- 仕組みの運用にあたっては、見直し規定を設け、提案内容の効果測定（提案3）を参考に、本部会で協議することが望ましい。

地域生活部会（こどもワーキング）

経過（基幹設置前）

<平成26年度～平成29年度>

- 平成26年12月浜松市障がい者自立支援協議会における専門部会（子ども専門部会）が設置された。
- 平成26年度調整会議に集約された障がい児に関わる課題について検討
 - ・平成27年度企画会議において①乳幼児期②学齢期③義務教育終了後④児童入所施設⑤家族支援⑥その他等の項目について課題分析と課題整理が行われた。
 - ・就学前の支援を就学後に途切れてしまうことが課題とされ、**切れ目のない支援・連携の仕組みを構築し発達に課題のある児の学校生活への不適応による、二次障害の発生を予防**する必要性があるとされた。
- 平成28年度支援引継ぎのツール（かけはしシート）が作成された。
 - ・児童発達支援センター、児童発達支援事業所においてシートの作成、平成29年度就学時より学校への引継ぎ（かけはしシート運用）が開始された。
- 平成29年度障がい児相談支援事業所へのアンケート
 - ・アンケート結果より、放課後等デイサービス、児童発達支援事業所が急増する中、子ども自身のニーズに応じて適切な支援やサービスにつなげるという本来の**相談支援機能が機能していないことが課題**とされた。
 - ・相談支援機能の質の確保と質の向上が急務でありそのための取組を行うことが必要とされた。浜松市として標準化された**相談支援のツールの作成と研修**を行うことが求められた。

経過（基幹設置後）

<平成30年度～令和2年度>

- 平成30年度基幹相談支援センター設置、オブザーバーとして子ども専門部会へ参画**。部会開催は年度末に一回のみ平成29年度アンケートの課題を再確認し次年度以降の取組とした。
- 令和元年度「**障がい児を支援する相談員研修**」を基幹相談支援センター、シグナル、障害保健福祉共催により開催。
 - ・基礎編：子どもと家族のアセスメントと支援計画の立て方
 - ・フォローアップ編：①教育と福祉の連携②児童発達支援の現場から学ぶ③子ども虐待・権利擁護
 - ※児童相談所、子育て支援課、発達相談支援センター、教育委員会、児童発達支援センター等子どもの関わる専門機関に発題等の研修協力による人材養成と加えて相談機関との連携強化を図った。
- 令和2年度自立支援協議会が組織再編に伴い地域生活部会こどもワーキングとして開催。基幹相談支援センターは部会のとりまとめを行う。
 - ・平成29年度に課題とされた**障がい児相談支援ツールの作成（アセスメントツール）**を行った。
 - ・アセスメントツールを用いた**事例検討における研修**を開催した。

地域生活部会（令和2年度こどもワーキング）

実施内容

○ワーキングテーマ

ー効果的な子ども家庭のアセスメントー

○目的

障がい児の福祉サービス利用において、保護者の意向によりサービス内容や量が決められている事例が多く見られ**サービスを利用する子どもの状況把握やアセスメント不足が課題**となっている。

子どもの状況に応じて必要なサービスやサービス量を判断していく必要があることから、共通のツールを取り入れることで相談員が障がい児をアセスメントする上で重要なポイントがわかるようになり、事例を積み重ねることで相談員の質の向上にもつながることから障がい児支援ツールの作成をしていく必要がある。

○開催時期

令和2年4月22日～8月20日（計5回内2回企画会議）

○ワーキングメンバー

野呂耕助（企画委員、メンタルクリニックダダ）、小粥義雄（企画委員、NPO法人すまいる）、雨宮寛（企画委員、浜松市障がい者基幹相談支援センター）、本宮早奈映（浜松市北障がい者相談支援センター 相談員）、宮司登志江（相談支援事業所シグナル相談員）、紅谷純（児童発達支援事業所 所長）、山中有平（放課後等デイサービス 所長）、飯塚康敬（中区社会福祉課障害G）、事務局（浜松市障害保健福祉課）
計7名、敬称略

ワーキング・研修

○アセスメントツールの作成

- ・企画会議にて子どもの成育歴、家庭状況、養育者の心理などの把握に重点をおいたアセスメントツール（案）を作成。
- ・ワーキングメンバー所属の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、障がい児相談、委託相談においてアセスメントツールのモデル使用と検証を行った。
- ・項目ごとのチェックポイントの解説、発達の目安や発達課題などの資料を添付したアセスメントツールを作成した。
- ・さらにアセスメントツールの使い方（手引き）をまとめ「浜松市障がい児支援アセスメントツール」完成版とした。

○研修の開催

- ・年5回シリーズの障がい児を支援する相談員研修の内2回をアセスメントツールの紹介と事例検討を通したアセスメントツールの使用体験を行った。

ver.1

ふりがな 児童名	性別 ☐ 男 ☐ 女	初回 - 回目	記載日
生年月日	年齢	記載者	

				あり	なし	疑い	不明	チェック項目	特記事項
把握	①	関係機関						・医療 ・学校 ・幼稚園 ・保育所 ・こども園 ・児発 ・放デイ ・生保 ・児相 ・家児相 ・健つ ・その他 ()	
	②	妊娠中の状況						・重度のつわり ・妊娠高血圧症候群 ・その他 ()	
	③	出生時の状況						・低体重 ・先天的疾患 ・保育器利用 ・退院時 (母子共・母子別々) ・その他 ()	
	④	乳児期の状況						・3か月微笑無 ・人見知り (無・過敏) ・後追い行動 (無・過敏) ・睡眠の状況 (寝つきが悪い・夜泣き・不規則・過眠) ・気になる癖・行動・過敏さ ・その他 ()	
	⑤	乳児期の発育状況						・乳幼児健診 (4か月・10か月・1歳6か月) でのフォロー有 ・言語の遅れ (始語 か月頃) ・運動の遅れ (始歩 か月頃) ・指さし無 ・その他 ()	
	⑥	幼児期の状況						・反抗現象 (歳頃) ・療育利用有 () ・絵本の流れが読み取れない ・ひどい偏食 ・表情の乏しさ ・遊び相手 (誰とでも・兄弟姉妹・大人・1人遊び・特定の子) ・園での交友関係 (誰とでも・特定の子・1人遊び・保育士) ・気になる癖・問題行動 (行事への参加状況、多動等) ・過敏さ ・遊び・興味・関心 () ・その他 ()	
	⑦	幼児期の発育状況						・健診 (3歳児健診) でのフォロー有 ・その他 ()	
	⑧	学齢期の状況						・問題行動 ・不登校 ・学業成績 (上・中・下) ・交友関係 (誰とでも・特定の子・1人遊び・上級生・下級生) ・遊び・興味・関心 () ・その他 ()	
	⑨	受診状況						・専門機関未受診 (拒否・問題意識無・受診提案未) ・不定期受診 ・その他 ()	
	⑩	精神状態						・自傷 (抜毛、リストカット) ・他害 ・極めて不安定 ・うつ的 ・笑わない ・表情が乏しい ・依存傾向 ・その他 ()	
子ども	⑪	性格・行動面の特徴						・激しい癇癪 ・多動、落ち着かない ・注意惹き行動 ・攻撃的 ・暴力的 ・遺尿 ・過食異食 ・万引き等の虞犯行為 ・性的行動 ・その他 ()	
	⑫	日常会話の状況						・身体衣類の汚れ ・非衛生 ・季節に合わない衣服	
	⑬	養育者への思い						・保護者の前で萎縮 ・嫌がって遠ざけようとする ・親が来ても無表情 ・その他 ()	
	⑭	サービス利用への思い						・消極的 ・不安 ・拒否 ・その他 ()	
	⑮	家族の問題						・夫婦不和 ・DV ・未婚 ・離婚 ・内縁 ・家族構成の変化 (再婚) ・その他 ()	
	⑯	経済問題						・生活保護 ・失業 ・計画性欠如 ・生活困窮 (その日の生活に困る) ・その他 ()	
	⑰	生活環境						・不適切な居住環境 ・安全確保への配慮なし ・その他 ()	
	⑱	精神的状態						・鬱的精神症状 ・通院ができてにくい ・服薬ができてにくい ・疑いはあるが通院歴なし ・依存 ・その他 ()	
	⑲	性格の問題						・衝動的 ・未熟 ・攻撃的 ・偏り ・共感性欠如 ・嘘が多い ・人との関わり嫌い、苦手 ・被害的 ・その場迷れ ・その他 ()	
	⑳	家事・育児能力						・障害のため能力低下 ・不器用 ・不注意 ・段取りの悪さ ・こだわり ・その他 ()	
養育者	㉑	子への感情・態度						・子ども嫌い ・ほめない ・養育意欲なし ・虐待 ・出産への後悔 ・その他 () ※子どもへの思い ()	
	㉒	養育知識						・若年親 ・知識不足 ・不適切 ・期待過剰 ・その他 ()	
	㉓	サービス利用への思い						・保護者の意向 (経済的問題・子と離れたい) ・その他 ()	
	㉔	社会的サポート						・孤立的 ・親族の対立 ・親族過干渉 ・転居 ・その他 ()	
サポート	㉕	協力態度						・機関介入拒否 ・接触困難 ・その他 ()	
	㉖	援助効果						・調整改善が期待できない ・その他 ()	

ケースについての相談員の気づき、感じたこと、ツールをチェックした結果足りなかった情報等

2015年度 第1回定例会の議案の概要と議決結果について（平成27年度）

サービスとして使うことが期待される地域の社会資源や人材

※ ※ ※	活 用 中	一既に活用中のものは左に○ 利用が望ましいものには右に○→	※ ※ ※	活 用 中	一既に活用中のものは左に○ 利用が望ましいものには右に○→
		子の医学的治療			親の医学治療
		子の心理療法			親の心理療法
		子の障がいの認定（身体障害者手帳・療育手帳）			親の障がいの認定（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳）
		保育所・幼稚園・通所施設など			親の障害福祉サービス
		児童通所サービス（児発、医療型児発、放デイ、保育所等訪問）			家事育児支援（ファミサポ・はまずくヘルパー・その他）
		施設入所			親教育、ベアトレ
		学校による指導（生活・登校など）			家庭訪問 担当機関（ ）
		放課後児童会			来所相談 担当機関（ ）
		生活保護			その他（就職・法律 ）
		諸手当（ ）・年金・貸付等・就学援助			家族・親族の協力
		住宅			諸手続きの付添

浜松市障がい児を支援する相談員研修の開催

○浜松市障がい児を支援する相談員研修とは

- ・令和元年度より障がい児とその家族の支援に関わる支援者の専門性及び支援力の向上を図ることを目的として福祉分野、教育分野等の支援者を対象に実施。
- ・「教育と福祉連携」「子どもと家庭のアセスメント」「児童発達支援事業」「こどもの虐待防止」等、大枠のテーマを基に、研修内容は現場の声や課題などを反映させ、毎年違う学びが得られるようにし継続受講を勧めている。
- ・令和2年度は、**エリアごとのグループワークによる事例検討**を実施し支援者同士がつながれる機会を設けた。エリアにおいて支援者同士が顔の見える関係づくりを行い、**連携の強化を図ることも目的**とした。

	日程	内容	講師	参加者
第1回	R2.10.22 (木) 15:30～17:15	教育と福祉の連携について ～子ども達のためのよりよい関係づくり～	教育委員会指導課 八幡中学発達支援 学級教諭	ZOOM開催 参加者：75名 相談員：37名 事業所：24名 教育関係：10名 その他：4名
第2回	R2.11.24 (火) 14:00～16:00	子どもと家庭のアセスメント ～アセスメントツールの活用～	メンタルクリニックダダ 野呂心理士	ZOOM開催 参加者：103名 相談員：58名 事業所：30名 教育関係：9名 その他：名
第3回	R3.1.20(水) 14:00～16:00	アセスメントツールを使った事例検討	メンタルクリニックダダ 野呂心理士 濱島心理士	ZOOM開催 参加者：93名 相談員：53名 事業所：29名 教育関係：6名 その他5名
第4回	R3.1.20 (水) 14:00～16:00	児童発達支援の現場から学ぶ	児童発達支援センター ひまわり、さんぽみち 根洗学園	ZOOM開催 参加者：72名 相談員：32名 事業所：27名 教育関係：8名 行政：5名
第5回	R3.2.26 (金) 14:00～16:00	こどもの虐待防止	子育て支援課 児童相談所	

重心児・者及び医療的ケア専門部会 (現医療的ケア児等支援協議会)

経過

- 平成27年10月、自立支援協議会の専門部会として重心児・者及び医療的ケア専門部会が福祉、医療、教育、当事者の11名の委員で構成された**重症心身障害児者専門部会**として創設される。
- 平成28年度に医療的ケアの実態調査（事業所向けに医療的ケアの実施状況調査、重度障害児者及び介護者向けに生活状況や医療的ケアの状況についての調査）を行う。平成29年度に同調査分析と結果報告が行われた。
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正において、平成30年度末までに都道府県、各圏域及び各市町に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることが求められ、浜松市においても平成30年度、保育・教育分野を追加して重心児・者及び医療的ケア専門部会として再編し、本専門部会が協議の場として設定された。
- ※平成30年度基幹相談支援センター設置、同専門部会へオブザーバーとして参加。
- 令和1年度、同専門部会オブザーバーとして参加。
 - ・災害時の要支援者（電源や診療材料、医薬品等の確保が必要な者）の把握、医療的ケア児の支援の把握を目的に**医療的ケア児等全数把握調査**が行われた。
 - 医療的ケア児等に関わる機関（基幹病院、在宅診療所、相談支援事業所、特別支援学校、小学校・教育委員会）へ調査依頼〈医療的ケア児等総合支援事業〉
 - ・医療的ケア児等コーディネーターの配置について検討。
 - ・「**浜松市医療的ケア児等支援者養成研修**」浜松市と基幹相談支援センター共催にて開催。
- 令和2年度、専門部会より**浜松市医療的ケア児等支援協議会**へ組織再編が行われる。基幹相談支援センターは外部委員（企画委員）として参画。
 - ・65歳以上の医療的ケア者についても調査
 - ・災害時支援（安否確認システム登録、災害時個別支援計画の作成）
 - ・「**浜松市医療的ケア児等支援者養成研修**」への協力。

基幹相談支援センター
外部委員（企画委員）として参画

浜松市における 医療的ケア児等の協議の場の設置



- ・各種サービスの紹介や相談
- ・医療、福祉、教育等の関係機関との連携

医療的ケア児等コーディネーターの配置



災害時支援

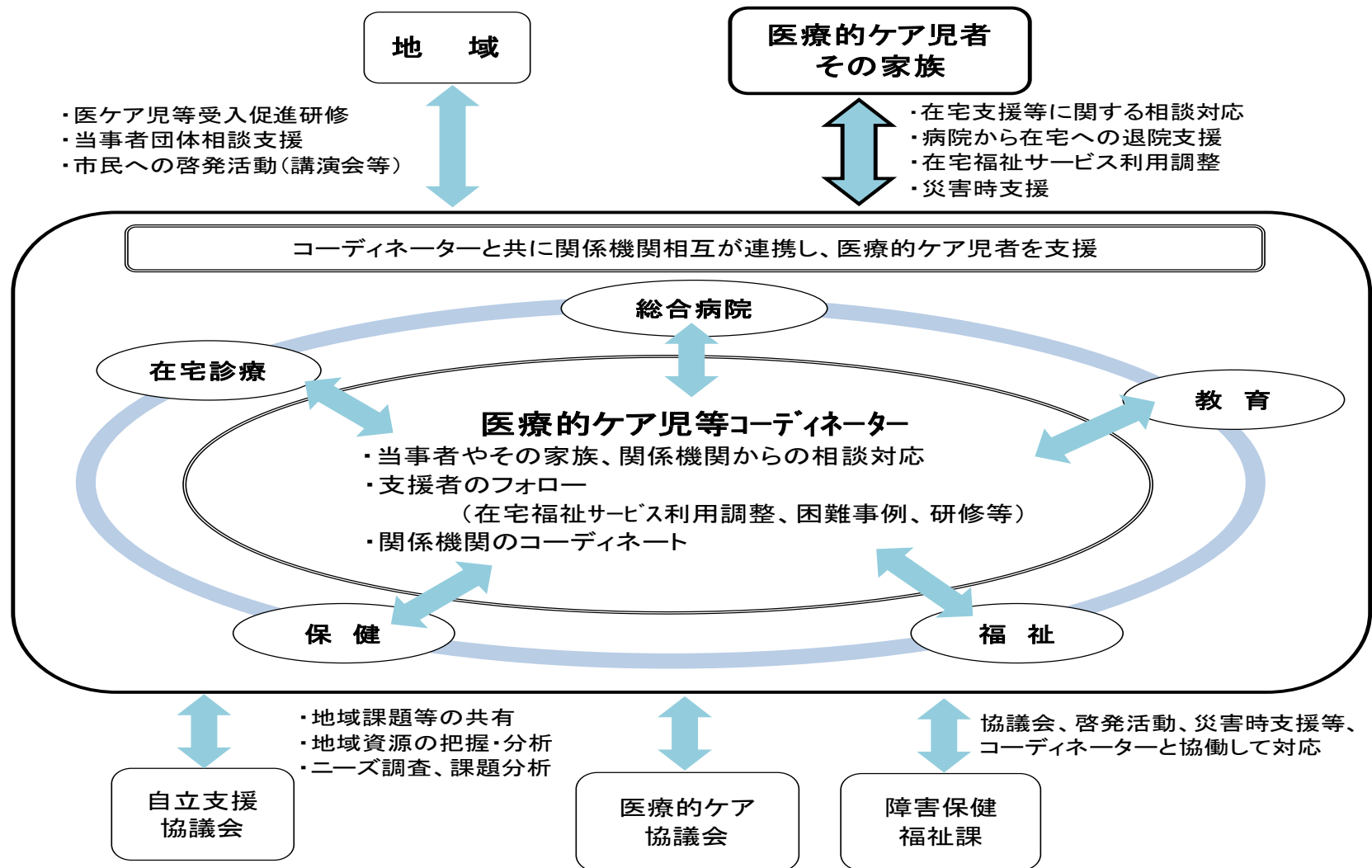
安否確認システム・災害時個別支援計画作成

支援者の増員



医療的ケア児等コーディネーターや
支援者の養成研修

浜松市における医療的ケア児等支援体制整備のイメージ図



浜松市医療的ケア児等支援者養成研修への協力

○目的

医療的ケアが必要な児童は増加しており、専門的な知識や技術のある支援者や支援機関の確保が必要になっている。
地域において医療的ケア児等の受け入れが促進されるよう、必要な支援の提供が可能となる体制を整備し、医療的ケア児等とその家族の地域生活の向上を図るために医療的ケア児等の支援ができる人材を育成していく必要があるため。

○対象者

- ・ 障害者相談支援事業所相談員
- ・ 訪問看護ステーション看護師
- ・ 教育関係（教員、養護教諭、幼稚園等教諭等）
- ・ 地区担当保健師

○講師

- ・ 小児科医師、看護師、MSW、相談支援専門員、教育委員会、障害保健福祉課
- ・ 令和2年度は、特別支援学校、児童発達支援センター、当事者が追加

○令和元年度 1月14日（全分野合同）、1月28日（分野別） 聖隷浜松病院にて開催

○令和2年度 10月7日・10月25日（全分野合同）、11月5日（看護分野）ZOOMにて開催

令和元年度

日程	分野	研修内容	参加者
1/14	医療 保健 福祉 教育 合同	・ 医療的ケアについて ・ 医療、訪問看護、福祉、教育、行政各分野の機能と課題について ・ 小児の心肺蘇生法 ・ NICU・GCU見学	参加者：60名 相談員：11名 保育士等：5名 養護教諭：6名 保健師：11名 行政：4人 看護師：23名
1/28	看護 分野	・ 吸引、気管切開ケア、NGチューブ管理、人口呼吸器管理についての実技実習	看護師：22名 保健師：2名
	保健 福祉 教育 分野	・ 医療的ケアの手技、器具について ・ 病院の退院調整の仕組みについて ・ 医療的ケア児等コーディネーター事業について	相談員：10名 保育士等：6名 養護教諭：5名 保健師：9名 行政：4名

令和2年度

日程	分野	研修内容	参加者
10/7	医療 保健 福祉 教育 看護 合同	・ 子どもの医療的ケアの概要 ・ 医療。訪問看護、福祉、教育、行政の各分野の機能と課題	参加者：75名 相談員：17名 保育士等：5名 養護教諭：6名 教諭：2名 保健師：18名 行政：9名 看護師：15名 他：3名
10/25		・ 聖隷浜松病院における医療的ケア児の退院支援 ・ 在宅生活を支える家族の思いと支援者へお願いしたいこと ・ 地域で当事者を支える仕組み	参加者：73名 相談員：17名 保育士等：5名 養護教諭：6名 教諭：1名 保健師：20名 行政：7名 看護師：14名 他：3名
11/5	看護	・ 小児看護フィジカルアセスメント呼吸編	・ 看護師、保健師、他：36名

⑪地域援助者との連携強化に関する 取り組み

浜松地区特別支援学校進路担当・計画・委託協議の場の設定

設定経過

○協議の場の設定背景

- ・平成30年4月基幹相談支援センターの設置され、令和2年4月にはエリア委託相談支援センターが設置されたことから計画相談支援事業所の現状も含め浜松市における障がい児者相談支援体制について西遠地区特別支援学校高等部進路担当の先生方の集まりにおいて基幹相談支援センターより説明する機会をもった。
意見交換の中で進路に関して相談機関の介入時期や介入の仕方、また学校からの相談機関へのつなぎ方にも学校ごとに違いがあることが確認された。
- ・また、令和2年度に基幹相談支援センターにおいて特別支援学校高等部（浜松特別支援学校、浜北特別支援学校、西部特別支援学校）に対し計画相談介入状況と障害種別及び居住区ごとに望ましい福祉サービスについてアンケートが行われた。その中で必要とされる福祉サービスや地域の支援体制づくりに居住区ごとの進路状況を把握することの有効性についても提案された。

○協議の場の設定趣旨

上記より各学校と相談機関の双方において進路に関わる課題の共有と関わり方や支援方法の統一化を図る必要性が確認された。具体的な課題として地域におけるサービス事業所の偏在や居住地域に希望にマッチする事業所がない等あげられ、各学校の進路状況を把握する中で地域において支援体制の構築につなげていく必要があることも確認された。これらのことから浜松市の児童の通う西遠地区特別支援学校進路担当の先生方と相談機関（計画相談、委託相談、基幹相談支援センター）における協議の場を設定することとした。



西遠地区特別支援学校高等部進路の先生と相談支援事業所の意見交換会

○第1回西遠地区特別支援学校進路担当の先生と相談支援事業所の意見交換会

- ・日時：令和2年8月28日（金）
- ・参加者：教員7名 計画相談5名 委託相談2名 基幹相談1名
- ・参加学校：浜松特別支援学校、浜松特別支援学校城北分校、浜北特別支援学校、浜名特別支援学校、西部特別支援学校
視覚別支援学校、天竜特別支援学校
- ・参加事業所：計画相談（ひがし、まど、ぷえんて、はるか、シグナル）、委託相談（東センター、北センター）、基幹相談

<各機関報告>

- ・各学校の進路状況など報告
- ・各相談支援事業所における進路に係る相談状況報告

<意見交換>

- ・進路に関わる生徒と相談支援のつながりについて（どのタイミングで相談支援につながっていくか？委託相談と計画相談の役割の違いに応じた介入のポイント）
- ・実習先の選定について（保護者が実習先を選定していく際の情報提供の方法や時期）
- ・ダイレクトBについて（実習先の選定と計画相談事業所の選定していく際のつなぎ方と時期）
- ・エリアごとに進路状況を集約し支援体制につなげていく仕組みづくりについて

○第2回西遠地区特別支援学校進路担当の先生と相談支援事業所の意見交換会

- ・令和2年11月30日（月）第2回開催
- ・参加者：教員7名 計画相談1名 委託相談1名 基幹相談1名
- ・参加学校：前回同様7校
- ・参加事業所：計画相談（ひがし）、委託相談（東センター）、基幹相談
※コロナ感染予防のため各連絡会より1名ずつ参加

<各機関報告>

- ・各学校の進路状況など報告（秋実習の状況、進路決定状況）
- ・各相談支援事業所における進路に係る相談状況報告

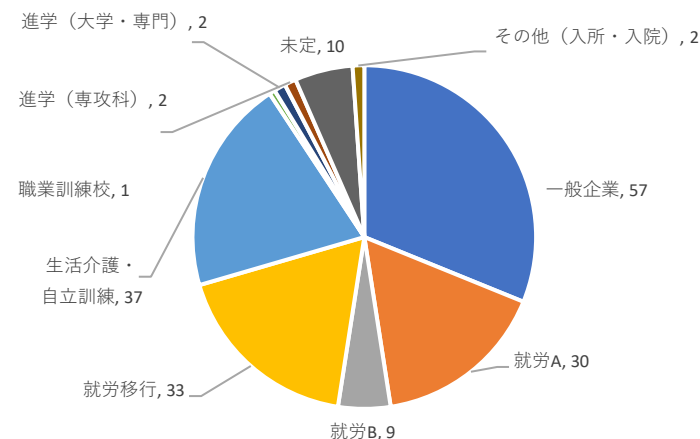
<第1回課題より意見交換>

- ・進路相談における相談支援介入の仕組みづくり（夏場の三者面談の利用など）
- ・エリア連絡会及び区における各学校の進路状況の把握と情報の共有について
- ・ダイレクトBにおけるアセスメント実習への相談支援の関りについて

<今後>

- ・本会を次年度も継続した開催を確認（年間2回、8月と11月を予定）
- ・進路状況の共有や相談支援へのつなぎの在り方について継続検討を確認
- ・生徒在住エリアごとの進路状況の把握からエリアにおける支援体制づくりについても継続検討を確認

西遠地区特別支援学校進路状況（令和2年11月）



高校3年生合計：183名

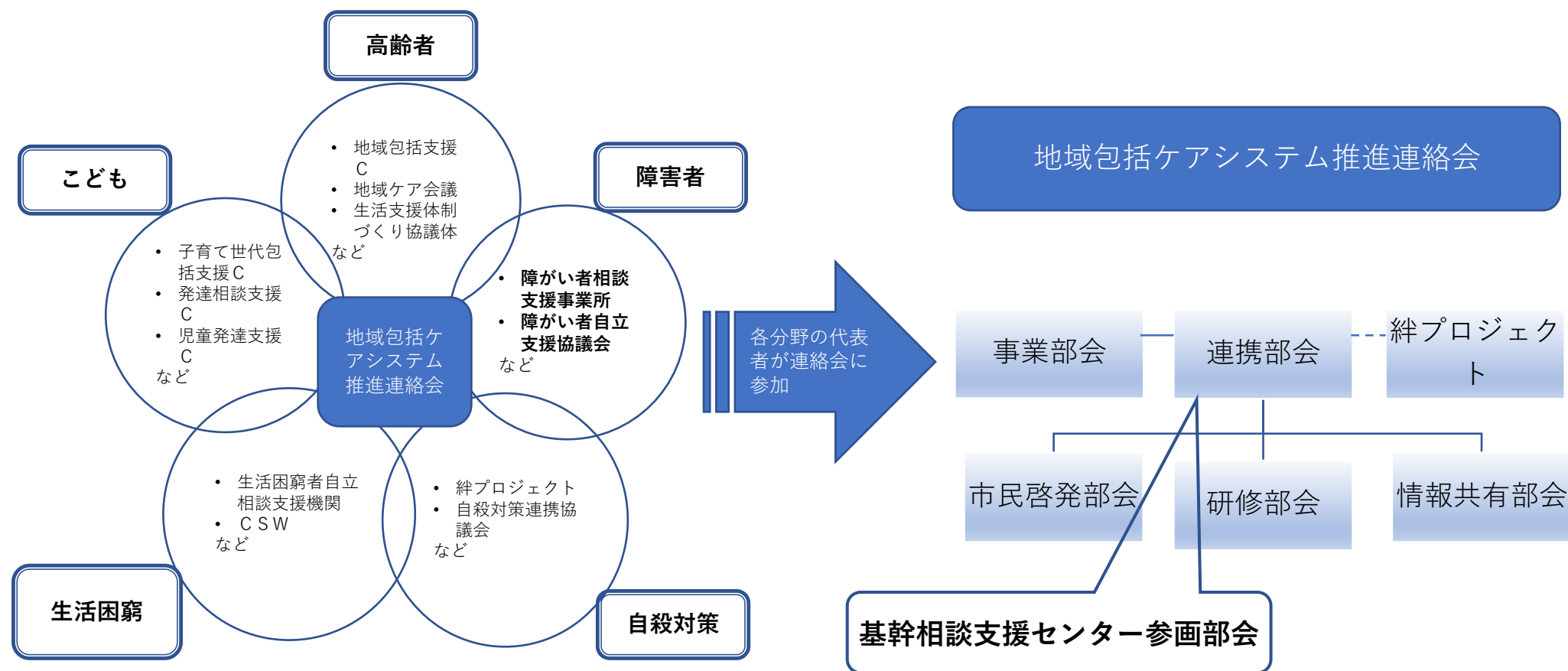
浜松市地域包括ケアシステム推進連絡会

○目的

浜松市では、高齢者だけでなく、障がい者や子どものなど、あらゆる人が医療や介護が必要な状態であっても地域で安心して生活ができるための体制を構築する連絡会を開催している。

○連携と仕組み

左図の関係機関から選出されたメンバーで地域の情報を集約し、課題を協議したり、必要な情報を市民の皆様へ周知する講座や関係者のスキルアップと顔の見える関係づくりのための研修会も開催している。



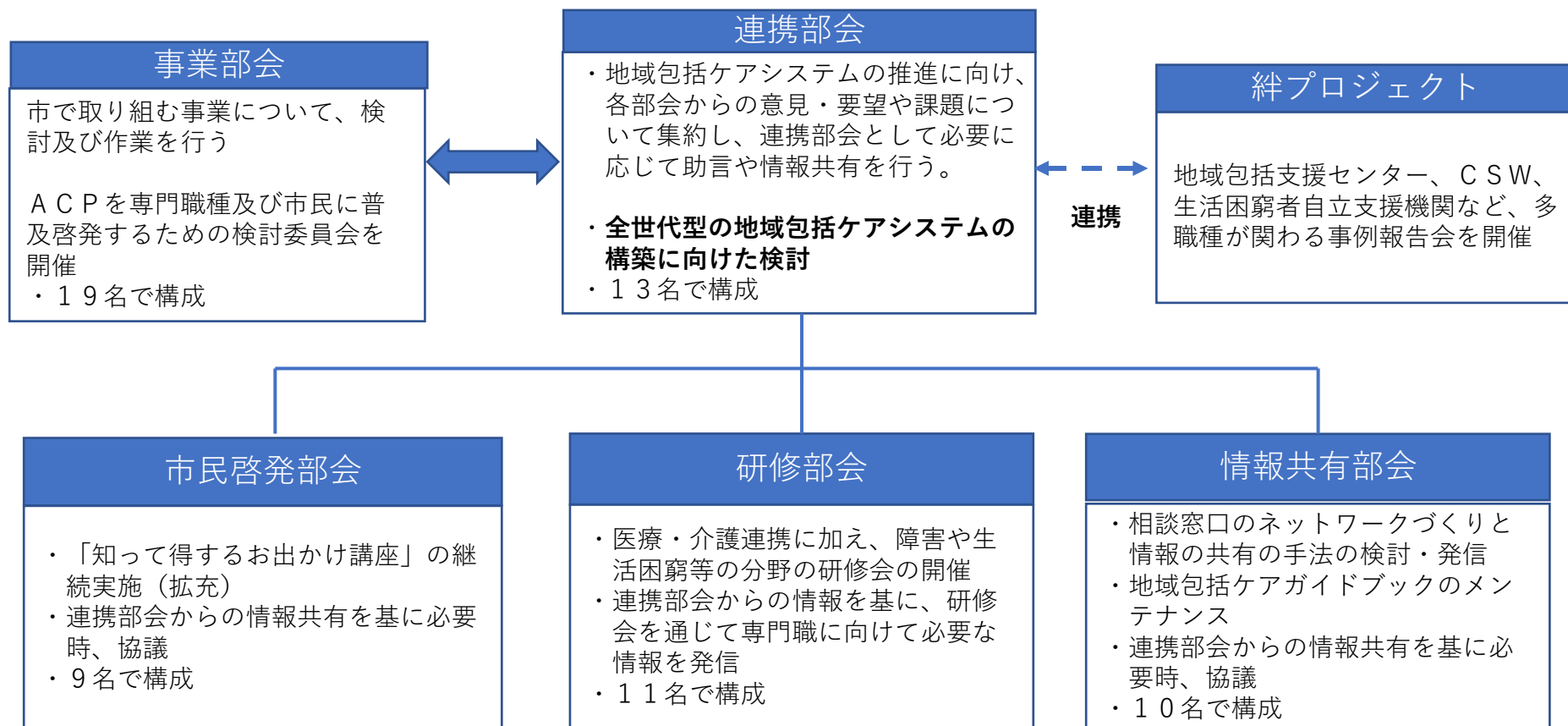
浜松市地域包括ケアシステム推進連絡会の体制と活動内容

○経過

- ・地域包括ケアシステムづくりの推進を円滑に行うため、医療及び介護の関係機関の連携を図ることを目的に2013年9月に設置
- ・2019年度より、地域包括ケアシステム推進連絡会とし、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、課題の抽出及び検討を行う

○組織構成

- ・委員：医者、歯科医師、薬剤師、MSW、訪問看護師、介護支援専門員、介護サービス事業所、地域包括支援センター職員、**障がい者相談支援事業所（基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業連絡会、相談支援専門員連絡会）**、リハビリテーション専門職、社会福祉協議会（CSW）、絆プロジェクトの15団体27名で構成
- ・事務局：健康福祉部、福祉総務課、障害保健福祉課、介護保険課、国保年金課、健康医療課、精神保健福祉センター、健康増進課、次世代育成課、子育て支援課、高齢者福祉課、在宅連携センターつむぎ、10課2センターで構成

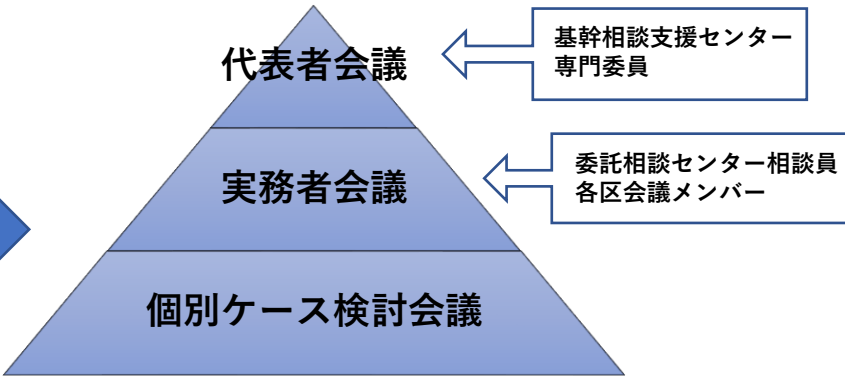
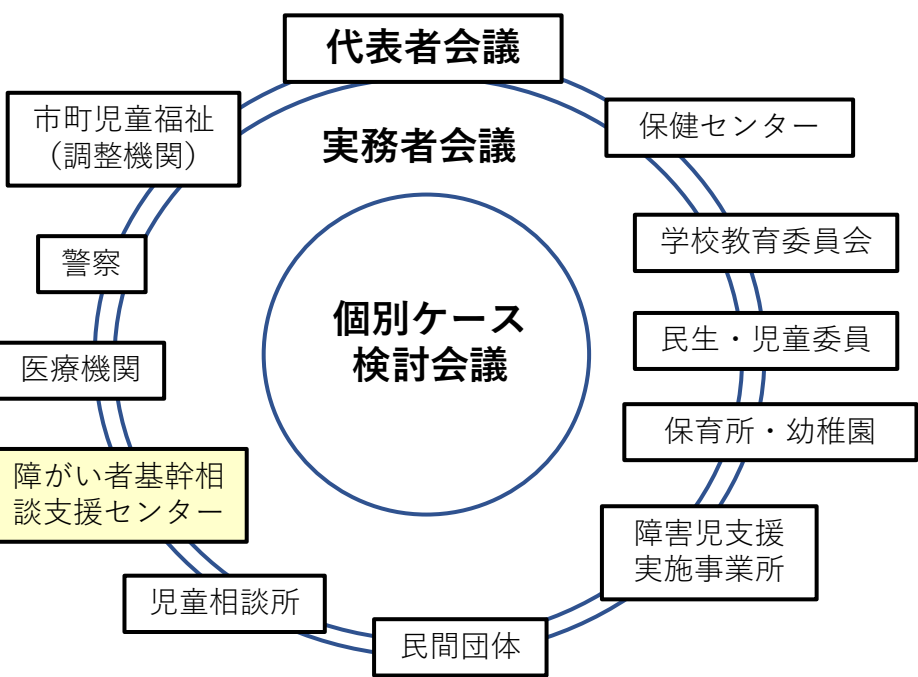


浜松市要保護児童対策地域協議会の役割と仕組み (児童関連の協働)

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るためには、関係機関が当該児童に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが必要である。
児童福祉法第25条の2に基づく「要保護児童対策地域協議会を以下の体制によって運営する

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

浜松市の子どもを守る地域ネットワーク体制
(要保護児童対策地域協議会の体制)



代表者会議 (全市年2回)	実務の円滑な運営体制整備
実務者会議 (各区月1回)	支援対象児童等の総合的な把握や全てのケースの定期的な支援状況の進行管理
個別ケース検討 会議（随時）	援助方針や役割分担等の検討・確認

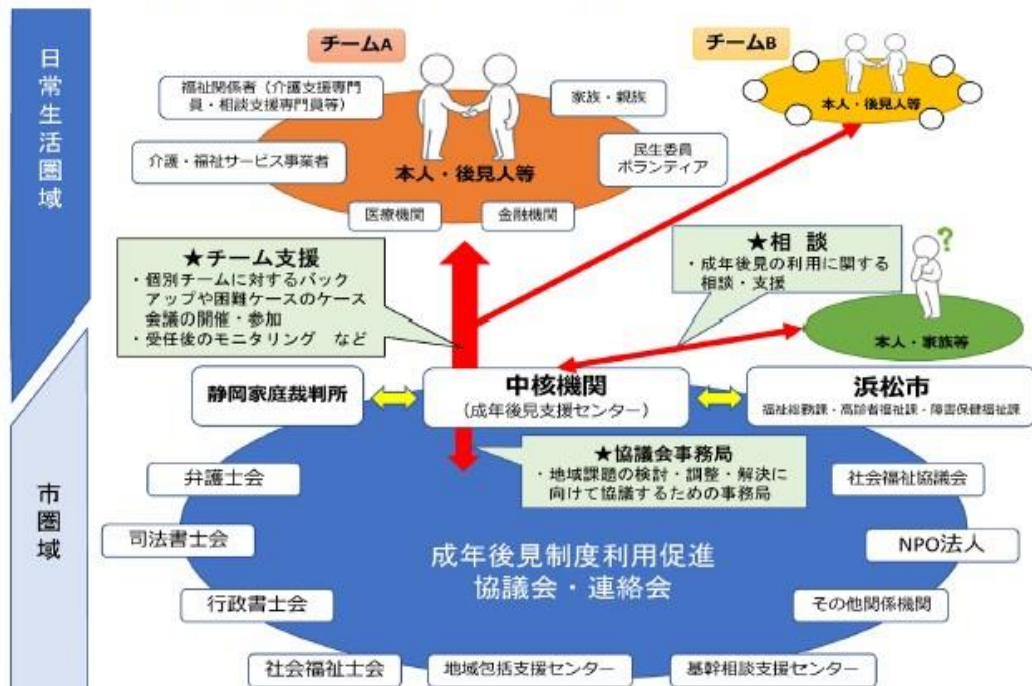
多領域から支援できる多機関チーム

権利擁護のための支援

実施内容

- ・相談支援事業所連絡会と相談員階層別研修（仮称）において成年後見制度に関する勉強会を市民成年後見センター等と連携し、平成30年11月に実施。知識・申請・手続の流れの理解促進を図った。
- ・障がい分野における市長申し立ての成年後見制度の利用促進に関して課題があり、成年後見制度利用促進ネットワーク会議の中で障害保健福祉課の審査体制の改善を提言し、**短期間での利用が可能になり、利用件数も増加がみられた。**
- ・浜松市成年後見制度利用促進ネットワーク会議に参画し、成年後見制度の利用促進に関する法律および成年後見制度利用促進基本法に基づいた、**「成年後見中核支援センター」の開設された。**
- ・出前講座として東エリアの自立支援連絡会の研修や各社会福祉法人の福祉事業所の保護者対象に「**親なき後の成年後見制度の活用等**」について研修会を開催し制度の理解を図った。

●中核機関を中心とした地域連携ネットワークのイメージ



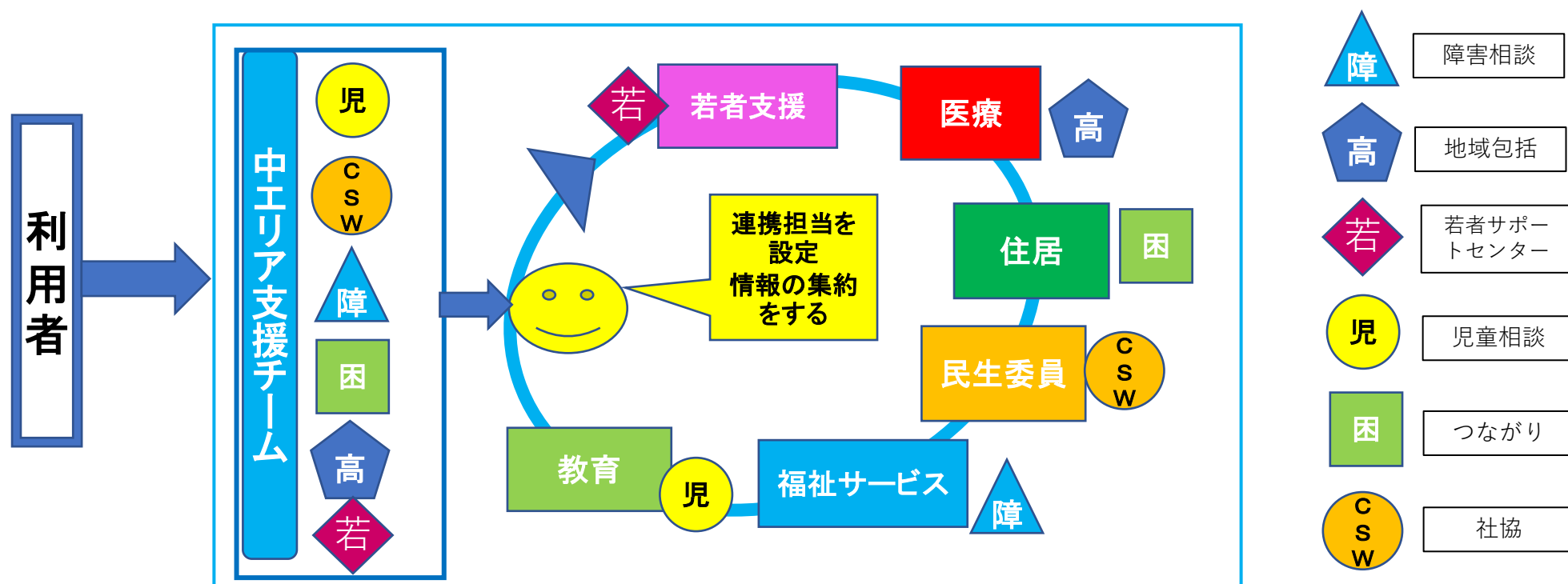
- ・広報機能
（権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等）
- ・相談機能
（相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の整備）
- ・利用促進機能
（後見候補人とのマッチング）
- ・後見人支援機能
（チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等）

C S W・高齢者分野との連携強化

実施内容

- 平成30年度の浜松市障がい者基幹相談センターの設置、令和2年度の委託相談の再編により、C S Wとの意見交換会を実施し、お互いの機能の理解と事例検討を実施し連携の在り方について理解を図った
- 令和元年9月より中区圏域を基盤とした地域づくりを実施する障がい相談、C S W、包括、生活困窮等関係機関との連携強化及ネットワークの構築を図り、各相談機関の機能についての理解と世帯まるごとの事例検討を行い、実際に支援チームを結成し（下記図参照）重層的な相談支援体制を図り、支援の実践も行った。

「世帯まるごとの相談支援体制のイメージ図」



各得意分野の専門性と構築している中区圏域の関係機関との支援ネットワークを活用する

⑫地域の体制のづくりに関する取り組み

自立支援協議会構成員研修の開催

平成30年度「浜松市における障がい児者の生活を支える地域体制づくり」

講師として清水明彦氏（西宮市社会福祉協議会常務理事）をお招きし、西宮市が独自で行う「本人中心支援計画」（本人を囲んで関係者が一堂に会し、本人主催の本人中心支援会議を開催。本人の希望に基づく本人中心支援計画）の策定を通じた地域づくりについてご講演いただく。また、シンポジウムでは、小出隆司氏（浜松市浜松手をつなぐ育成会会長）、大石直弘氏（天竜厚生会 施設サービス課長）、松本淳一氏（浜松市役所 障害保健福祉課）、雨宮寛氏（浜松市障がい者基幹相談支援センター 所長）にご登壇いただき、**80万都市である浜松市における「障がい福祉圏域」をどのように捉えるのか、そのうえで地域の声を反映させた地域づくりをどのように進めていくのか**、等について熱いお言葉をいただく。



令和元年度「自立支援協議会を活用した地域生活支援拠点等の整備」

令和2年度の委託相談の再編と、それに伴う自立支援協議会の体制変更を見越し、池田顕吾氏（福岡市第1障がい者基幹相談支援センター 所長）を講師に招き研修会を開催。委託相談の圏域化により、地域特性をしっかりと把握したうえで、官民共同の社会資源の整備方法についてご教授いただいた。

現在の浜松市障がい者自立支援協議会専門部会の「**短期課題解決型**」（専門部会ワーキングは常設とせず、**短期間で課題に対する方向性を示し、地域へのフィードバックを重視する**）という考えは、福岡市をモデルにしている。

令和2年度「当事者、支援者がエリア連絡会に期待していることってなんだろう」

コロナ禍での感染拡大防止のため、会場とオンラインの併用開催となった今回は、委託相談の再編により、大きく体制変更となった市協議会とエリア連絡会から活動報告を行った。また、シンポジウムでは、当事者代表として小出隆司氏（浜松市手をつなぐ育成会）、支援者代表として海野洋一郎氏（社会福祉法人みどりの樹）にご登壇いただき、**「市協議会及びエリア連絡会は当事者を中心に議論が果たされ、当事者にフィードバックされるべきである」**等のご意見をいただいた。



出前講座

〇市内にある障害福祉サービス事業者や介護保険事業者、各種団体等からの依頼を受け障がい特性の理解・対応、関係法令の概要説明等を行う出前講座を実施。下記は開催例

依頼団体	研修テーマ	研修内容
浜松市	「障害福祉サービス制度概要」 「働くための支援・場」	福祉事業所フェアにおいて、市内の特支・発達級等に通う児童・保護者を対象に講義。
社会福祉法人 慶成会	精神障がい者への関わり	福) 慶成会が運営するヘルパーステーション職員に対し講義。
訪問看護ステーションなかじま	精神科訪問看護の役割	精神科訪問看護の対象者や導入の流れなど、事例を交えて意見交換を実施。
民生委員・児童委員協議会	成人期の発達障がい	東区民生委員児童委員協議会障がい児者部会を対象に研修を開催。
民生委員・児童委員協議会	精神障がいについての理解・対応を深める	民生委員中堅委員研修会において、支援困難な人の支援として精神障がい者に焦点をあて、基礎的理解から支援拒否者への支援まで講義。
追分小学校	障害福祉サービスの利用について	追分小学校特殊学級の保護者を対象に講義。
社会福祉法人 たちばな会	「親なきあと」を見据えて、今知っておくべきこと	たちばな会保護者会にて講義・意見交換。
聖隷クリストファー大学	5つのソーシャルワーカーの講演会	MSW、児童相談所、CSWと共に登壇。シンポジウムにて基幹相談の紹介や活動を含め、ソーシャルワーカーの業務について講義。
浜松市教育研究会	浜松市の発達障がい児を対象とした福祉の現状	市内の通級指導教室の先生を対象に、発達障がい児や通級指導に通う児童に対する市内の支援体制について、講義
NPO法人 E-JAN	浜松市における放課後等デイサービスの現状	放課後等デイサービスの市内の実情や課題について講義。
社会福祉法人 恵会	浜松市障がい者基幹相談支援センターの取組み	当該法人利用保護者に対し、事業説明を行う。

その他、地域体制づくりにおける取り組み

〇市内様々な部会・連絡会等に委員やオブザーバーとして参加。多職種・他分野との連携協議の場への参画も行う。

分野	会議・委員会名	参画形態	分野	会議・委員会名	参画形態
協議会	浜松市障がい者自立支援協議会 全体会	事務局	介護医療連携	地域包括ケアシステム推進連絡会 連携部会	委員
協議会	浜松市障がい者自立支援協議会 企画会議	事務局	介護医療連携	訪問看護を提供する医療機関と訪問看護ステーションの連携に関する委託事業 神経難病支援者の会	メンバー
協議会	浜松市障がい者自立支援協議会 相談支援部会 委託相談評価ワーキング・計画相談ワーキング	委員	権利擁護	成年後見制度利用促進ネットワーク会	委員
協議会	浜松市障がい者自立支援協議会 権利擁護部会 虐待対応ワーキング	委員	権利擁護	高齢者・障がい者虐待防止連絡会	委員
協議会	浜松市障がい者自立支援協議会 地域生活部会 こどもワーキング	委員	相談支援	浜松市障がい者相談支援事業所連絡会	オブザーバー
協議会	浜松市障がい者自立支援協議会 各エリア連絡会	オブザーバー	相談支援	浜松市相談支援専門員連絡会	オブザーバー
重心・医ケア	浜松市医療的ケア児等支援協議会	委員	精神保健	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会 代表者会議	事務局
若年者	若年者就労支援推進協議会	委員	精神保健	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会 企画会議	事務局
若年者	ひきこもり地域生活支援センター企画検討委員会	委員	精神保健	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会 住まい方・事例検討・アウトリーチワーキング	委員
発達	浜松市発達相談支援センター「ルピロ」連絡協議会	委員	精神保健	浜松市精神障害者支援地域連絡会	委員
発達	浜松市発達支援教育進路指導協議会	顧問	精神保健	自殺未遂者支援事業支援体制検討会議	委員
発達	浜松市発達支援教育専門家チーム	委員	精神保健	浜松市自殺対策における多職種連携事業 (絆プロジェクト)	委員
就労	就労部会企画会議	委員			